

大竹市地域防災計画

(震災編)

令和6年3月修正

大竹市防災会議

大竹市地域防災計画／震災編・目次

第1章	総則	1
第1節	目的	2
第2節	基本方針	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
1	実施責任	
2	処理すべき事務又は業務の大綱	
第4節	大竹市の地勢等の概況	9
1	位置	
2	地勢	
3	地質	
4	気象	
第5節	既往地震・津波の特徴	11
1	発生地震による地震タイプの特徴	
2	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	
3	広島県周辺における既往地震・津波	
第6節	被害想定	16
1	被害の予測	
2	想定地震	
3	被害想定	
4	津波による被害想定	
5	想定地震の諸元	
第2章	災害予防計画	22
第1節	基本方針	23
第2節	防災都市づくりに関する計画	24
1	不燃化促進等市街地の整備	
2	住宅、建築物等の安全性の確保	
3	倒壊物・落下物対策	
4	防災都市づくりの実現	
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	31
1	災害発生直前の応急対策への備え	
2	災害発生後の応急対策への備え	
3	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
4	救助・救急、医療、消火活動の備え	

5	緊急輸送活動への備え	
6	避難収容・情報提供活動への備え	
7	救援物資の調達・供給活動への備え	
8	男女共同参画部局との連携	
9	文教関係	
10	罹災証明書の発行体制の整備	
第3節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画	42
1	津波災害計画の指定	
2	ハザードマップの作成	
3	避難確保計画の作成	
4	住民等への周知等	
第4節	危険物等災害予防計画	44
1	危険物施設の災害予防対策	
2	高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策	
3	毒物劇物取扱施設の予防対策	
第5節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	46
1	備蓄品の整備	
2	民間との協定促進	
3	各家庭における備蓄の促進	
4	防災資機材の備蓄	
第6節	市民の防災活動の促進に関する計画	49
1	自主防災組織の育成・指導	
2	防災リーダーの育成・指導	
3	施設・事業所等の防災組織の充実・強化	
4	防災教育	
5	防災訓練	
6	地区防災計画の策定等	
7	地震火災の防止	
8	ボランティア活動の環境整備	
9	企業防災の促進	
第7節	調査、研究に関する計画	59
1	防災パトロールの実施及び危険地域の周知	
2	地震・津波災害想定調査及び被害想定に関する調査の推進	
3	防災マニュアル作成の検討	

第8節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	60
1	要配慮者に対する環境整備	
2	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
3	在宅の避難行動要支援者対策	
4	要配慮者への啓発・防災訓練	
5	地域ぐるみの救護体制の整備	
6	要配慮者に対する災害対策の配慮	
7	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の避難体制	
第3章	災害応急対策計画	66
第1節	基本方針	67
第2節	初動計画	68
1	責任者が不在の場合の対応	
2	庁舎が被災して機能しなくなった場合の対応	
3	市職員が在宅・通勤途中の場合の対応	
4	初動能力確保対策	
5	迅速な支援要請の計画化	
第3節	災害発生前の応急対策	71
第1項	配備動員計画	71
1	市の配備動員体制	
2	災害対策組織計画	
3	災害対策本部の設置	
4	本部設置以前及び以後における動員配備	
5	要員確保計画	
第2項	緊急地震速報等の伝達に関する計画	77
1	地震・津波情報の収集・伝達	
第3項	住民の避難誘導に関する計画	82
1	津波避難のための事前の準備	
2	津波発生時の応急対策	
第4節	災害発生後の応急対策	89
第1項	災害情報計画	89
1	情報の収集伝達手段	
2	情報の収集伝達経路	
3	被害状況等の情報の収集・取りまとめ	
4	県への報告	

第2項	通信運用計画	93
1	報告通報系統の確立	
2	多様な通信手段の確保	
3	無線通信の運用	
第5節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	100
1	活動体制	
2	活動内容	
3	活動拠点の確保	
4	安全運航体制の確保	
5	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
6	各機関への出動要請	
7	臨時ヘリポートの設定	
第6節	災害派遣・広域的な応援体制	104
第1項	自衛隊災害派遣要請計画	104
1	災害派遣要請の基準	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手続等	
5	災害情報の連絡	
6	災害派遣部隊の受入れ	
7	派遣に要する経費の負担	
8	災害派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画	107
1	県知事等に対する応援要請	
2	他の市町・指定地方公共機関等への協力要請	
3	民間団体等への協力要請	
4	応援要員の受入れ体制	
5	被災地への職員の派遣	
第3項	防災拠点に関する計画	110
1	市防災拠点施設	
2	施設の概要	
第7節	救助・救急、医療及び消火活動	112
第1項	救出計画	112
1	災害救助法が適用された場合	
2	海上における救出	

3	災害救助法が適用されない場合の措置	
第2項	医療・救護計画	113
1	災害救助法が適用された場合	
2	搬送体制の整備	
3	医薬品、医療資機材の調達	
4	救護所設置の広報	
5	災害救助法が適用されない場合の措置	
第3項	消防計画	116
1	組織体制	
2	消防活動計画	
3	非常時の消防活動	
4	消防相互応援	
5	その他	
第4項	水防計画	119
1	応急対策	
2	水防施設及び資機材等	
3	水防管理団体相互の協力	
4	津波、高潮対策	
第5項	危険物等災害応急対策計画	121
1	石油類等危険物災害応急対策	
2	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	
3	毒物劇物災害応急対策	
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	124
第1項	警備、交通規制、交通確保計画	124
1	警備対策	
2	道路交通対策	
3	緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出・確認	
4	ヘリコプター緊急離着陸場の開設	
5	海上交通の確保	
第2項	輸送計画	136
1	輸送手段の確保	
2	輸送の方法	
3	燃料確保調達	
4	港湾の輸送活用	
第3項	在港船舶対策計画	138

1	実施方法	
2	関係機関の協力	
第9節	避難収容及び情報提供活動	140
第1項	避難対策計画	140
1	避難の指示等	
2	避難計画の内容	
3	避難の誘導	
4	要配慮者の安全避難	
5	指定避難所の開設	
6	指定避難所の運営	
第2項	広報・被災者相談計画	147
1	広報活動	
2	被災者相談活動	
3	安否情報の提供等	
第3項	住宅応急対策計画	150
1	災害救助法が適用された場合	
2	被災建築物応急危険度判定	
3	被災宅地危険度判定	
4	建設資材の調達確保	
5	災害救助法が適用されない場合の措置	
第10節	救援物資の調達・供給活動	155
第1項	食料供給計画	155
1	災害救助法が適用された場合	
2	炊出しの実施	
3	災害救助法が適用されない場合の措置	
第2項	給水計画	156
1	事前対策	
2	給水の確保等	
3	給水対象者	
4	給水方法	
5	災害救助法が適用された場合の供給	
6	優先給水	
第3項	生活必需品供給計画	159
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	

3	物資の確保	
第4項	救援物資の調達及び配送計画	160
1	物資の調達及び受入体制	
2	物資の輸送	
第11節	保健衛生・防疫・遺体の取扱いに関する活動	162
第1項	防疫計画	162
1	実施事項	
2	防疫業務の実施方法	
3	防疫活動の実施要領	
4	防疫記録	
5	衛生教育及び広報活動	
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	164
1	災害救助法が適用された場合	
2	漂着遺体の取扱い	
3	災害救助法が適用されない場合の措置	
第12節	応急復旧、二次災害防止活動	167
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	167
1	道路・橋りょう等の応急復旧活動	
2	河川及び海岸の応急復旧活動	
3	港湾及び漁港の応急復旧活動	
4	鉄軌道施設の応急復旧活動	
5	砂防設備等の応急復旧活動	
6	治山施設等の応急復旧活動	
7	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
8	住民への広報活動	
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画	168
1	電力施設の応急対策	
2	ガス施設の応急対策	
3	水道施設の応急対策	
4	下水道施設の応急対策	
第3項	廃棄物処理計画	172
1	ごみ及び災害廃棄物の収集	
2	ごみ及び災害廃棄物の処理	
3	し尿処理	
第4項	その他施設災害応急対策計画	175

1	防災重点ため池対策	
2	空き家対策	
第13節	自発的支援の受入れ	176
第1項	ボランティアの受入等に関する計画	176
1	ボランティアの受入れ	
2	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
3	災害情報等の提供	
4	ボランティア補償制度又は保険制度	
第14節	文教計画	179
1	応急教育計画	
2	災害時の体制	
3	文教施設の応急復旧対策	
4	応急教育の方法	
5	応急保育計画	
6	保育施設の応急復旧対策	
7	応急保育の方法	
8	その他施設の応急対策	
第15節	学用品の給与に関する計画	184
1	災害救助法が適用された場合	
2	災害救助法が適用されない場合の措置	
第16節	災害救助法適用計画	186
1	災害救助法の適用基準	
2	被災世帯の算定基準	
3	法による救助の内容等	
4	法の適用	
第17節	要配慮者応急対策計画	190
1	高齢者、障害者等対策	
2	児童対策	
3	外国人対策	
4	社会福祉施設等の対応	
5	配慮すべき事項	
第4章	災害復旧計画	192
第1節	目的	192
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	194

1	り災証明書の交付	
2	被災者台帳の整備	
3	各種支援措置等	
第3節	被災者の生活確保に関する計画	196
1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
2	被災者に対する生活相談	
第4節	施設災害復旧計画	197
1	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画	199
1	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	200
1	救援物資及び義援金の受入体制の確立	
2	救援物資及び義援金の配分	
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	201
第1節	目的	202
第2節	基本方針	203
1	各般にわたる甚大な被害への対応	
2	津波からの人命の確保	
3	超広域にわたる被害への対応	
4	国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	
5	時間差発生等への対応	
6	外力レベルに応じた対策	
7	戦略的な取組の強化	
8	訓練等を通じた対策手法の高度化	
9	科学的知見の蓄積と活用	
第3節	南海トラフ地震の概要	210
1	地震の概要	
2	今後の地震発生確率	
3	想定結果	
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	216
1	対象事業	
2	計画推進のための必要な措置	
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	218
1	津波からの防護のための施設の整備等	

2	水防業務従事者等の安全確保対策	
3	港湾、漁港の船舶対策	
4	津波に関する情報の伝達等	
5	津波避難対策	
6	消防活動及び水防活動	
7	電力、ガス、水道、通信、放送関係	
8	交通対策	
9	市が管理又は運営する施設関係	
第6節	関係者との連携協力の確保に関する計画	239
第1項	相互応援協力計画	239
1	実施内容	
第2項	自衛隊災害派遣計画	240
1	自主派遣の基準	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手續等	
5	災害派遣部隊の受け入れ	
6	派遣に要する経費の負担	
7	災害派遣部隊の撤収要請	
第3項	救援物資の調達・供給活動計画	244
1	食料供給関係	
2	給水関係	
3	生活必需品等供給関係	
4	救援物資の調達・配送関係	
第4項	帰宅困難者対策計画	245
第7節	防災訓練に関する計画	246
1	防災訓練	
2	職員の動員訓練	
3	通信運用訓練	
4	津波防災訓練	
5	防災訓練に対する協力等	
6	実施方法	
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	248
1	市職員に対する教育	
2	住民等に対する教育・広報	

- 3 児童、生徒等に対する教育
- 4 自動車運転に対する教育
- 5 船舶関係者に対する周知
- 6 相談窓口の設置

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、大竹市内において発生が予想されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、大竹市、広島県、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに、市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

この計画は本市の震災・津波対策に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成している「大竹市地域防災計画」の別編とする。
- 2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に規定する事項を含んだ内容とする。
- 4 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 5 この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関の業務の概要は次のとおりである。

1 実施責任

(1) 市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは災害活動の内容において統一的な処理を必要とし、また市町間の連絡調整を必要とするときなどに、各機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに県、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には災害応急措置を実施する。また市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

市の各地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務の大綱は次のとおりである。

(1) 市

ア 大竹市防災会議に関すること

イ 防災に関する組織、施設及び資機材の整備に関すること

ウ 防災訓練に関すること

- エ 災害時の情報の収集及び伝達に関すること
- オ 被害調査に関すること
- カ 災害広報に関すること
- キ 市内における公共団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- ク 防災施設及び資機材の整備に関すること
- ケ 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること
- コ 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- サ 災害時の応急対策に関すること
- シ 消防及び水防活動に関すること
- ス 避難、救助、防疫及び救護等に関すること
- セ 災害時におけるボランティア活動の支援及び推進に関すること
- ソ 災害時における文教対策に関すること
- タ 防災関係機関との総合調整に関すること
- チ 自衛隊等関係機関との連絡調整及び派遣要請に関すること
- ツ 被害施設の復旧及び資金の確保に関すること
- テ 被災建築物応急危険度判定に関すること（震災時）
- ト 被災宅地危険度判定に関すること（震災及び豪雨時）
- ナ 互応援協定の締結に関すること
- ニ 災害廃棄物等の処理に関すること

(2) 県

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 被害調査に関すること
- ウ 災害広報に関すること
- エ 被災者の救出、救助等の措置に関すること
- オ 被災施設の応急復旧に関すること
- カ 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること
- キ 被災児童、生徒等に対する応急教育に関すること
- ク 防災関係機関の防災事務又は業務実施についての総合調整に関すること
- ケ 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- コ 被災建築物応急危険度判定に関すること（震災時）
- サ 被災宅地危険度判定に関すること（震災及び豪雨時）

(3) 中国地方整備局太田川河川事務所

- ア 直轄公共土木施設の防災管理
- イ 洪水予警報等の発表及び伝達
- ウ 災害時における交通確保の実施

- エ 災害時における応急工事の実施
 - オ 災害発生時の情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - カ 大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
- (4) 中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所
- ア 災害情報の収集及び伝達に関する事
 - イ 一般国道2号の被害調査に関する事
 - ウ 一般国道2号の被災者の救出、救助の措置に関する事
 - エ 一般国道2号の防災管理に関する事
 - オ 一般国道2号の災害時における交通確保の実施に関する事
 - カ 一般国道2号の災害時の応急復旧工事の実施に関する事
- (5) 大竹警察署
- ア 災害情報の収集及び伝達に関する事
 - イ 災害実態の把握に関する事
 - ウ 被災者の救出、救助等の措置に関する事
 - エ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
 - オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持に関する事
 - カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視に関する事
 - キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導に関する事
 - ク 不法事案の予防及び取締りに関する事
 - ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒に関する事
 - コ 広報活動に関する事
 - サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力に関する事
- (6) 中国地方整備局太田川河川事務所小瀬川出張所
- ア 災害情報の収集に関する事
 - イ 被害調査に関する事
 - ウ 被災施設の応急復旧に関する事
- (7) 岩国海上保安署
- ア 情報の収集及び情報連絡に関する事
 - イ 警報等の伝達に関する事
 - ウ 海難救助等に関する事
 - エ 緊急輸送に関する事
 - オ 物資の無償貸与又は譲与に関する事
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事
 - キ 海上流出油等の防除に関する事

- ク 海上交通安全の確保に関する事
 - ケ 海上における警戒区域の設定に関する事
 - コ 海上における治安の維持に関する事
 - サ 海上等における危険物の保安措置に関する事
- (8) 自衛隊
- ア 災害派遣の準備
 - (ア) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成
 - イ 災害派遣の実施
 - (ア) 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - (イ) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
- (9) 指定公共機関
- ア JRグループ（西日本旅客鉄道株式会社）
 - (ア) 鉄道施設の整備と防災管理
 - (イ) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - (ウ) 被災鉄道施設の復旧
 - イ 西日本電信電話株式会社山口支店、株式会社NTTドコモ中国支社
 - (ア) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - (イ) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - (ウ) 被災公衆電気通信設備の復旧
 - (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - (オ) 「災害用伝言板サービス」の提供
 - ウ 日本赤十字社（大竹市地区）
 - (ア) 災害時における医療、助産等救護の実施
 - (イ) 避難所の奉仕、義援金の募集及び配分に関する事
 - (ウ) 日赤関係医療施設の保全
 - エ 中国電力ネットワーク株式会社廿日市ネットワークセンター
 - (ア) 電力施設の整備と防災管理
 - (イ) 災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災電力施設の応急対策及び応急復旧
- (10) 指定地方公共機関
- 大竹市医師会、広島県薬剤師会大竹支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の収容並びに看護
- (11) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- ア 広島県トラック協会西広島支部、有限会社阿多田島汽船
災害時における自動車、船舶等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力
- イ 農業協同組合、漁業協同組合等
 - (ア) 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
 - (イ) 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - (ウ) 被災農林漁業者に対する融資及びそのあっせん
 - (エ) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあっせん
- ウ 大竹商工会議所
 - (ア) 災害時における物価安定についての協力
 - (イ) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
 - (ウ) 中小企業に対する経営安定特別相談
- エ 新聞社等報道関係機関
 - (ア) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (イ) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (ウ) 社会事業団体等による義援金品の募集配分
 - (エ) 被害状況等の報道
- オ 大竹市自治会連合会
 - (ア) 災害時における応急諸対策の協力
 - (イ) 災害対策要員の確保
- カ 病院、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - (ア) 施設の整備と防災管理
 - (イ) 施設に出入りしている患者、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
- キ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設の管理者
 - (ア) 施設の整備と防災管理
 - (イ) 被災施設の応急対策
 - (ウ) 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- ク 社会福祉施設等の管理者
 - (ア) 施設の整備と防災管理
 - (イ) 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

第4節 大竹市の地勢等の概況

1 位置

本市は広島県の西の玄関口に当たり、広島、山口両県の交流において重要な位置を占めている。

周囲は北、北東は廿日市市、東は瀬戸内海、南西は小瀬川を挟んで山口県岩国市及び和木町に接しているが、海上沖合には阿多田島、猪子島、可部島、甲島（南半分は山口県岩国市）などの島が、また内陸部では、廿日市市の中に、松ヶ原、広原、谷尻、後原地区等が、それぞれ飛び地として点在している。

近世に埋め立てられた平地部に市街地が形成されている。

南部の市街地は化学工業関連の大企業の立地により、県下屈指の工業都市へ成長し、隣接する山口県岩国市及び和木町とは「岩国・大竹地区石油化学コンビナート等特別防災区域」を形成している。

2 地勢

本市は、中国山地の羅漢山（1,108.9m）から南下する支脈が海岸近くまで迫り、山地が多くを占め、地形的には平坦地に恵まれていない。

平地は、近世以降、広島湾岸に埋立てされた新開地が主体をなし、内陸部には小瀬川沿いの帯状平地、栗谷・松ヶ原地区の盆地状平地、谷和地区の高原性平地があり、栗谷地区がやや大きいものの、いずれも規模が小さい。

河川は、小瀬川（本流全長58.5km、流域面積342km²）が市の西端を南流し、水量も豊富でその支流として玖島川があり、その他単独河川では恵川、大膳川、新町川などがある。

海域は、沿岸部では20～30mの水深が多いが、玖波湾はやや浅く10～20m、また、小方～玖波にかけては10m以下の浅海が広がっている。

また、市内には岩国断層帯の北東部が達しており、そのうち小方～小瀬断層は小方付近から山口県の岩国市玖珂町宇谷までの約25kmが確認されている。なお、小方から北東への連続は沖積層下に伏在して不明である。

3 地質

地質は、大部分が広島花崗岩類に属する粗粒の黒雲母花崗岩と平地河床堆積層がほぼ市全域にわたり分布している。

4 気象

令和4年の年間平均気温は、16.9℃、降水量は1,290.5mmで、瀬戸内海式気候に

属するが、中国山地が近いため、広島市周辺に比べ気温較差がやや大きく、降水量も多い。

第5節 既往地震・津波の概要

1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。

これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する地殻内型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生するプレート間地震、沈み込むプレート内で発生するプレート内地震などのタイプがある。

いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1 地震の発生メカニズム

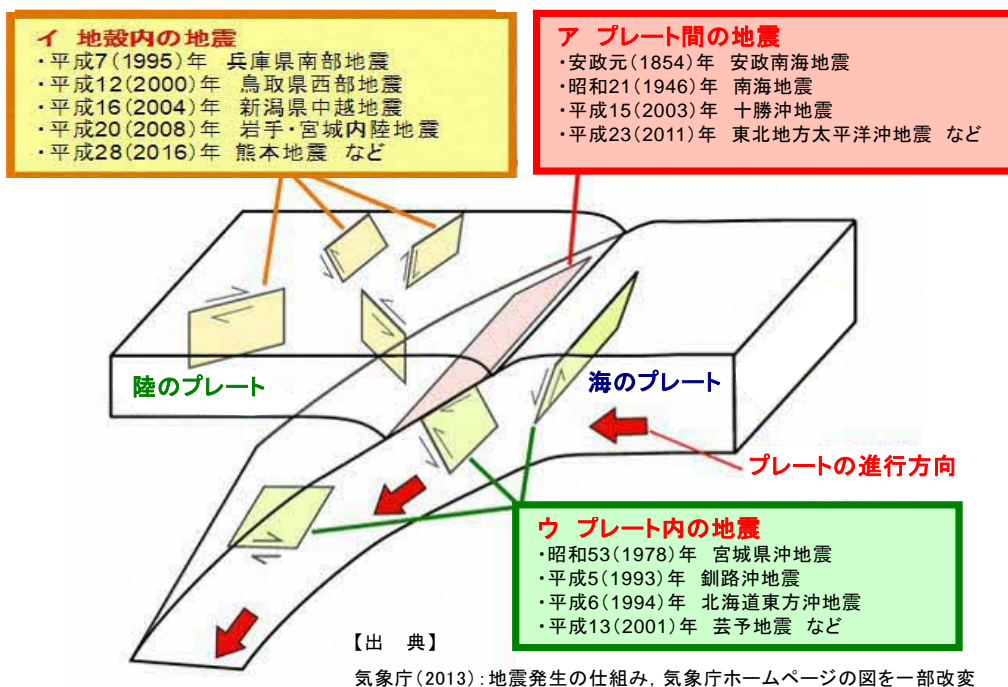
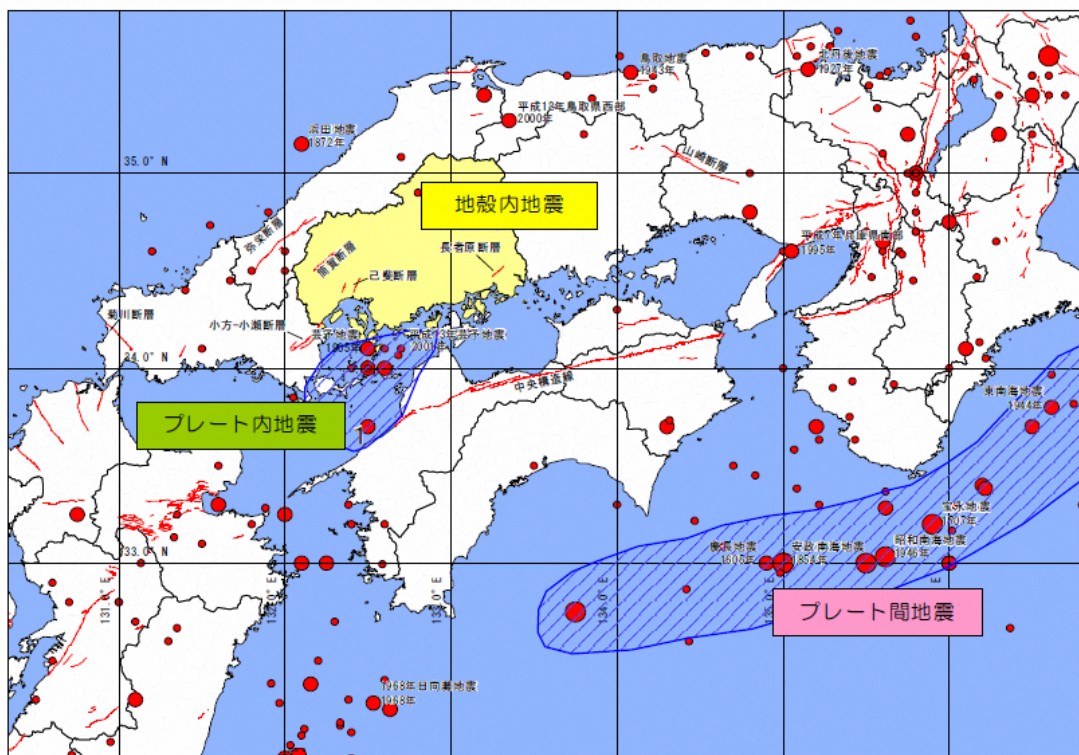


図-2 被害地震の震央位置と活断層位置



- 出典
- 1) 気象庁:「改訂 日本付近の主要地震の表(1926~1960)」地震月報別冊No.6, 1982
 - 2) 地震学会:「地震」
 - 3) 防災科学研究所:K-net
 - 4) 宇佐美龍夫:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
 - 5) 中田高・今泉俊文 編,2002,「活断層詳細デジタルマップ」,東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。(製品シリアル番号:DAFM1101)
 - 6) 活断層研究会(1991):新編日本の活断層,東京大学出版会



2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4、734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 破損
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5、 957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53 () 内は、中央気象台の記録									
昭和21年 (1946年) 12月21日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者3、住家全壊19、半壊42、非住家全壊30、半壊32、道路損壊2						
昭和24年 (1949年) 7月12日	安芸灘	6.2	呉で死者2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成11年 (1999年) 7月6日	広島県 南東部	4.5	負傷者1（震度4） 物的被害なし〔広島県調べ〕						
平成12年 (2000年) 10月6日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度6弱～6強となり、鳥取県を中心に負傷者182名、住家は全壊435棟、半壊3、101棟、一部損壊18、544棟等の被害。また、延べ17、402戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府（2003）〕。 広島県では強いところで震度4となり県内で住家6棟が一部破損した。〔広島県調べ〕						
平成13年 (2001年) 3月24日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度6弱となり、死者1名、重軽傷者193名、住家の被害は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36、545棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕						
平成18年 (2006年) 6月12日	伊予灘	4.7	負傷者4（重傷1、軽傷3）、住家一部損壊2棟〔広島県調べ〕						
平成23年 (2011年) 11月21日	広島県 北部	5.4	負傷者2（震度5弱）〔広島県調べ〕						
平成26年 (2014年) 3月14日	伊予灘	6.2	負傷者1（震度5弱）、住家一部損壊32棟、非住家6棟						

【出典】

※ 広島県調べ、内閣府（2003）以外は、宇佐美龍夫（1987）から抜粋
（内閣府（2003）：平成12年（2000）鳥取県西部地震について）
なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載

表2－発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート内の地震（やや深い地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年(2001年)芸予地震 ・昭和24年(1949年)安芸灘 ・明治38年(1905年)芸予地震 ・安政4年(1857年)芸予地震 ・貞享2年(1686年)芸予地震 ・慶安2年(1649年)芸予地震 	約50～100年間隔で発生
＜プレート間（海溝型）地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和21年(1946年)南海地震 ・安政1年(1854年)安政南海地震 ・宝永4年(1707年)宝永地震 	約100～150年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 (深さ約20km以浅)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年(2000年)鳥取県西部地震 ・平成7年(1995年)兵庫県南部地震 ・明治5年(1872年)浜田地震 	千年～数万年間隔で発生

3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政地震、1946年南海地震等、約100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。

特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に近接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010年（平成22年）2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で0.2m、呉で0.3mの津波高を観測している。

第6節 被害想定

1 被害の予測

本市の被害想定にあたっては、平成19年度の「広島県地震被害想定調査報告書」をベースに社会的条件の変化や、平成23年に発生した「東日本大震災」後の科学的知見などを踏まえて作成された「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」に基づいて予測する。

2 想定地震

広島県地震被害想定調査報告書は、歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震、国の地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震又は地震規模及び広島県との距離から発生した際に広島県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震の基準により判断し、次の11地震を想定しているが、本計画においては、将来、発生する可能性が比較的に高く、本市に大きな被害を及ぼす地震として、南海トラフ巨大地震及び安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)による地震を想定地震とする。

- (1) 南海トラフ巨大地震（プレート間）
- (2) 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）による地震（地殻内）
- (3) 安芸灘断層群（主部）による地震（地殻内）
- (4) 岩国断層帯による地震（地殻内）
- (5) 五日市断層による地震（地殻内）
- (6) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（プレート内）
- (7) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（地殻内）
- (8) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（地殻内）
- (9) 石鎚山脈北縁の地震（地殻内）
- (10) 己斐－広島西縁断層帯(M6.5)による地震（地殻内）
- (11) 長者ヶ原断層－芳井断層による地震（地殻内）

なお、上記とは別に、断層は確認されていないが、どこでも起こりうる可能性がある直下型地震についても想定するものとする。（震源は、市役所直下で想定する。）

※1 南海トラフ巨大地震

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積された

ひずみを解放する大地震が発生している。過去1、400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、近年発生した地震では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

※2 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震

安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）は、主部とともに、安芸灘断層群の一部をなし、広島市沖から山口県岩国市の陸域にかけて分布する長さ約37kmの断層帯である。地震調査研究推進本部の長期評価では、最新活動時期、平均活動間隔が不明なため、今後の地震発生の長期確率（今後30年間の地震発生率）も不明となっている。

しかしながら、同評価において全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.4程度の地震が発生するとされていることから、想定地震として選定した。想定規模は、同評価を踏まえてマグニチュード7.4とした。

なお、震源が海域に位置するため、地震に伴う海底変位（-0.3m～+0.3m程度）が津波を引き起こす可能性を考慮し、津波による被害想定の対象とした。

3 被害想定

想定地震に関する本市の被害想定については、広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）によると、以下に示す想定結果が報告されている。

（1）南海トラフ巨大地震

広島県地震被害想定調査報告書における地震動の予測においては、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」を想定している。

これによると本市の震度分布においては、沿岸部に震度6強が1.7%、震度6弱が10.1%、その他5強が88.2%となっている。

建物被害は、全壊が1,622棟、半壊が4,271棟、人的被害は、死者212人、負傷者586人となっている。なお、想定シーンは、両方とも冬、深夜、風速11m/sとしている。

（2）安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

広島県地震被害想定調査報告書における地震動の予測においては、想定断層の

両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行っている。これによる北からの破壊ケースの場合、本市においては、沿岸部や島しょ部で震度6強が6.8%、震度6弱が19.8%、5強が70.7%となっている。

建物被害は、全壊が1,429棟、半壊が3,675棟、人的被害は、死者70人、負傷者865人となっている。なお、想定シーンは、両方とも冬、深夜、風速11m/sとしている。

項 目		南海トラフ巨大地震	安芸灘断層群(広島湾—岩国断層帯)による地震	安芸灘断層群(主部)による地震	岩国断層帯による地震	五日市断層による地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震	石鎚山脈北縁西部—伊予灘の地震	讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部の地震	大竹市直下型地震
建物被害	全壊棟数(棟)	1,622	1,429	301	1,416	274	362	90	20	1,605
	半壊棟数(棟)	4,271	3,675	709	3,859	506	1,163	144	19	4,078
	合計(棟)	5,893	5,104	1,010	5,275	780	1,525	234	39	5,683
焼失棟数(棟)		0	9	0	9	0	0	0	0	9
人的被害	死者(人)	212	70	0	71	0	2	0	0	83
	負傷者(人)	586	865	40	909	4	128	1	0	992
ライフライン被害	上水道断水人口(人)	26,694	21,343	194	21,842	0	2,602	0	0	24,614
	下水道支障人口(人)	6,833	7,330	4,914	7,539	3,966	5,962	2,248	0	7,686
	停電件数(軒)	869	1,497	26	1,868	0	328	8	8	1,864
	通信不通回線数(回線)	902	1,522	34	1,880	0	334	16	15	1,833

4 津波による被害想定

広島県地震被害想定調査報告書における津波浸水想定の予測においては、国土交通省の「津波浸水想定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を選定している。

津波浸水予測は、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）を5ケース選定している。

(1) 南海トラフ巨大地震および瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの地震 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：M _w =9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	マグニチュード：M _w =7.5 マグニチュード：M _w =7.6 マグニチュード：M _w =7.4 マグニチュード：M _w =6.6 マグニチュード：M _w =6.9

(2) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 広島県地震被害想定調査報告書における津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・ 初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・ 地震による地盤の沈下を考慮
- ・ 構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は、破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

これによると、本市の浸水面積及び最高津波水位等は、下記のように想定

される。

【浸水面積】

浸水面積 (浸水深別)	1 c m以上	377ha
	30 c m以上	304ha
	1 m以上	136ha
	2 m以上	13ha
	5 m以上	—

【最高津波水位等】

地 震	南海トラフ巨大地震	瀬戸内海域活断層等
最高津波水位 (※1)	3.4m	2.7m
うち津波の高さ	1.4m	0.7m
最大波到達時間	219分	41分
津波影響開始時間 (※2)	26分	1分

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝搬してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

《参考》 用語の解説

①浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

②浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

④最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

5 想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度, 経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	- - , -	-	-	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	- - , -	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐-広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層-芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	-	-	7.4 (松田(1975)の式 ($\log L = -2.9 + 0.6M$)により計算)	-
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値等は,内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」,地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は,第IV編に整理した。

※1:気象庁マグニチュード。ただし,南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2:端部の位置,長さは岡村断層部分

※3:己斐-広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4:長者ヶ原断層-芳井断層は,本調査による結果を表示

※5:どこでも起こりうる直下の地震は,震源を仮定しているため諸元(傾斜,長さ,幅,上端深さ等)は省略

【出典】

内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部(2009):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2010):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2011):中央構造線断層帯(金剛山地東縁-伊予灘)の長期評価(一部改訂)について

地震調査研究推進本部(2004):五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2009):安芸灘断層群の長期評価について

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定める。

第2節 防災都市づくりに関する計画

地震・津波発生時には、市内で建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、県及び各防災関係機関との緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災都市づくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

1 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設

の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めつつ、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等の導入にも努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性・津波災害対策の向上

各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

ウ 学校の津波対策

市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の整備（国及び県担当）

大竹市内に指定された緊急輸送道路は、広島岩国道路、国道2号線及び186号線であり、市が管理する道路ではない。しかしながら、国・県の道路管理者が以下について整備を行っているため、市は、これに協力する。

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水・生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4) 港湾の整備

ア 耐震強化岸壁の整備

地震・津波が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するとともに、物流機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や既存岸壁の耐震強化を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

2 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(3) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(4) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(5) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

3 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に

に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力、ガス、通信

関連会社が主体となって整備を推進する。市は、関連会社との連携に努める。

4 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点とし

て、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

5 防災都市づくりの実現

防災都市づくりに関する計画について、広島県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

防災関係機関は、地震・津波が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

1 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 市の配備動員体制

ア 職員の参集基準及び初動体制

市長はあらかじめ非常配置編成表により緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

ウ 業務継続性の確保

市の防災関係機関は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食糧等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 緊急地震速報・津波警報等の伝達関係

ア 市は、住民等に対して緊急地震速報・津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（L-アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

イ 市は、緊急地震速報・津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(3) 住民等の避難誘導関係

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所とな

る施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
- b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- c 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

ウ 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

(ア) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

(イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(ウ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(エ) 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

エ ハザードマップの活用

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを活用し、住民の円滑な避難のため、平素

から住民を対象とした訓練等を実施する。

オ 避難計画の作成

(ア) 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

(イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

a 学校等においては、園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から、教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(ウ) 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

カ 避難の誘導

(ア) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(4) 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよ

う、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定する。

2 災害発生後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

市は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否確認情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

また、放送事業者に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 通信機能の整備関係

ア 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

イ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所に設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

3 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの応急対策実施項目に係る防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

4 救助・救急、医療、消火活動の備え

(1) 医療・救護活動関係

市及び県は、地震・津波災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資器材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は市から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、地震・津波発生時の火災予防のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときには、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

- (ウ) 地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制について定める。
 - (エ) 地震・津波発生時には、水道施設等の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
 - (オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。
 - (カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。
 - (キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (3) 危険物等災害応急対策関係
- 事業所は、地震・津波の発生に備え、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

5 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

道路管理者は緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

市は、広島県耐震改修促進計画(第2期計画)により沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

6 避難収容・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア 指定避難所の開設・運営

市は、避難場所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

また、避難場所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定避難所の整備

指定避難所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努め

るものとする。

- (ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- (イ) 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器等
- (ウ) 要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- (エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- (オ) 食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難場所又はその近傍で確保できるよう努める）
- (カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(2) 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成・登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震・津波等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

7 救援物資の調達・供給活動への備え

(1) 食料供給関係

- ア 市は、地震・津波災害に備え、緊急用食糧の備蓄に努めるものとする。
- イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- ウ 市は、災害時の炊出しのための施設を定め、施設管理者は、機器等について把握しておく。

(2) 給水関係

- ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水

道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制の、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

イ 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるような体制の確立に努める。

8 男女共同参画部局との連携

平常時から男女共同参画の視点に配慮した啓発等を行うとともに、災害時には、避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

9 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないように配慮する。

(3) 園児、児童、生徒、学生に対する防災教育

ア 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、地震・津波の基礎的な知識及び地震・津波発生時の対策（各学校の防災計画）等の指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

イ 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

(4) 地域の指定避難所となる場合の対策

ア 被災者の指定避難所として使用される学校、公民館等の管理者は、受入場所、受入人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、資機材等の配備計画を作成する。

(5) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育、応急教育、学校が避難場所となる場合の対策等について教職員の研修を行う。

(6) 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震・津波防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震・津波災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

10 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

別表1 指定避難所の一覧

No.	避難場所	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	構造	消防用設備等
1	木野集会所・講堂	6,228.34	358.18 (体)779.5	286.00 (体)665.0	木 RC	消
2	大竹小学校	28,550	7,200	8,502	RC	消、屋、自、誘
3	大竹中学校	31,651	2,501	8,373	RC	消、屋、自、放
4	アゼリアおおたけ (大竹会館)	6,938.23	2,836.51	5,084.73	RC	消、屋、泡、自、放、 誘、避
5	栄公民館	928	599	927	RC	消、自、放、誘
6	サントピア大竹 (大竹市総合福祉センター)	3,181	1,100	3,378	RC	消、屋、自、放、誘、 避
7	大竹市総合市民会館	15,427	1,941	4,001	RC	消、屋、自、放、誘
8	小方小学校 小方中学校 (小方学園)	31,962.83	6,266.08	11,838.53	RC	消、屋、自、放、誘、 避
9	阿多田漁村センター	174.958	138.625	300	RC	消、自、誘
10	玖波小学校	14,568	1,954	4,412	RC	消、屋、自、誘、避
11	玖波中学校	22,111	2,773	5,158	RC	消、屋、自
12	松ヶ原集会所	1,407.98	451	447.25	S	消、自、誘
13	栗谷小学校	6,468	1,069	1,825	RC	消、自
14	旧栗谷中学校体育館	8,948	1,300	1,399	RC	

凡例 消：消火器 屋：屋内消火栓設備 泡：泡消火設備 自：自動火災報知設備
放：非常放送設備 誘：誘導灯 避：避難器具

第3節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

市及び関係防災機関は、地震・津波が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

1 津波災害計画の指定

(1) 県より、津波災害警戒区域の指定を受けている市は、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

ア 津波に関する予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

オ 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(ア) 施設の名称及び所在地

(イ) 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

2 ハザードマップの作成

ハザードマップには次の事項を記載する。

(1) 市地域防災計画において定められた津波に関する予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

3 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

4 住民等への周知等

市は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

する。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した津波ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

第4節 危険物等災害予防計画

地震・津波による被害を最小限に抑えるため、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物の取り扱い施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図るため、事業所は、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市は、これらに対して必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

1 危険物施設の災害予防対策

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（製造所等の位置、構造、設備の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

容量500kℓ以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(3) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

(1) 高圧ガス施設等の予防対策

高圧ガス施設の管理者等は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保全に努めるとともに、法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、

遵守を徹底させる。

また、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(2) 火薬類取扱施設の予防対策

火薬庫、製造所等火薬類取扱施設等の管理者は、従事者及び火薬類取扱保安責任者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るとともに、地震・津波が発生した場合は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無を市及び県へ通報するものとする。

3 毒物劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取り扱いに係る作業の方法に関する事項

エ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

オ 上記エに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

カ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

キ 上記イに掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(2) 防災訓練の実施

上記オに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第5節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

地震・津波発生時に際し、災害対策基本法及び災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要機材の整備を図るとともに災害時における迅速、かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

1 備蓄品の整備

- (1) 地震・津波時における被害想定に基づき備蓄数量を算定する。
- (2) 一般家庭における3日分の備蓄を推奨する。
- (3) 生活必需品等については、多量の備蓄は困難なため、被災地調達を原則とするが、市においても、発災直後の1日分の備蓄に努める。
- (4) 災害時に救助物資を迅速かつ確実に調達するため、県、福祉事務所、日赤県支部大竹市地区等と協議し、地域における各業者（食料品販売業者等）を学区別に選定し、災害時の調達に備える。
- (5) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所又はその近傍で備蓄場所を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、ベッド、パーティション、毛布等、避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

2 民間との協定促進

地震・津波時の必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって、質、量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は、基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて、最低限の備蓄を行う。それ以外のものについてはあらかじめ関係団体（企業）との間で協定を結び、在庫の優先的供給を受ける等の民間協力を頼らざるをえない。

また、応急対策については、全ての対策を行政のみで実施することは不可能であることから、災害時には積極的に協力が得られるよう、平素から連絡を緊密にしておくことが必要である。

以下の事項について、関係団体との間で協定を結んでおくものとする。

- (1) 米穀調達に関する協定
- (2) 飲料水の提供に関する協定
- (3) 応急給水業務に関する協定
- (4) 燃料の提供に関する協定

- (5) 情報提供に関する協定
- (6) 医薬品等調達に関する協定
- (7) 応急対策用貨物自動車等の提供に関する協定
- (8) 応急対策業務に関する協定

3 各家庭における備蓄の促進

住民各自は「自分の命は自分で守る」という心構えが必要であるが、水がなくなることは人間の生死にかかわる問題である。季節や気温によって違いはあるが、大人1人が1日に必要な水は約3ℓとされている。各家庭において最低3日分の水と食料の備蓄の重要性について、広報等あらゆる手段を用いて周知し、「家庭での備蓄」の習慣の普及を図る。

(1) 飲料水の備蓄

ペットボトル入りミネラルウォーターの利用、又就寝前にいろいろな容器に水を汲み置きしておく習慣の普及に努める。

(2) 飲料水以外の水

食器や手を洗うため、又は水洗トイレ用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及に努める。

(3) 非常食

缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等がある。

特別に非常食として備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を余分に買い置きしておき、古いものから順に食べていく習慣の普及に努める。

(4) 非常用持ち出し袋等

各家庭で、災害時に必要と思われる貴重品等（預貯金通帳、実印、常備薬等を含む。）をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく。

4 防災資機材の備蓄

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係団体（業者）と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する協定の締結に努め、災害時には、積極的に協力が得られるよう、平素から連絡を緊密にしておくことが必要である。

(1) 救助・救援用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救援活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

(2) 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(3) 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(4) 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(5) 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

第6節 市民の防災活動の促進に関する計画

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織及び大竹市地域防災リーダー（以下、防災リーダー）という。）の育成・指導並びに企業防災の促進に努めるものとする。

また、地震・津波災害等に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限度に止めるため、市では、「自助」・「共助」・「公助」が密接に連携し、社会全体で防災に取り組む「防災協働社会」を目指すものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 自主防災組織の育成・指導

住民の隣保協同の精神に基づき、防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるので、これの育成指導について必要な事項を定める。

(1) 自主的な防災活動及び防災機関への協力

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や災害時における自主的な防災活動及び防災機関の諸活動に協力する。

(2) 自主防災組織の整備拡充

住民組織の設置の必要性について積極的かつ計画的な広報・指導を行い、防災に関する意識の高揚に努め、災害予防や応急救助活動を能率的に処理できるよう十分な理解と協力を求め、組織の整備拡充を図るものとする。

(3) 活動・知識等の交流

公民館や小・中学校等、市内の防災施設を有効に利用し、各自主防災組織における技術・教養の向上、組織間における活動・知識等の交流の機会を設ける。

(4) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスター、座談会、講演会、市広報、インターネット等を活用して積極的に取り組む。

(5) 自主防災組織の組織化

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動を住民が自主的に行うことを目標に、市は自治会を基本に自主防災組織を組織できるよう必要な指導やアドバイス等を行っていくものとする。

(6) 既存組織の活用及び指導等

現在、既存の自主防災等の組織があるところは有効に活用し、市は運営、防災資機材の管理、訓練等に対する指導助言を行う。

2 防災リーダーの育成・指導

防災に関する知識及び技能を有する者として、防災リーダーを設置することにより、地域の防災対策の推進及び防災意識の向上を図るために必要な事項を定める。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識を習得し、自己研鑽に努めるとともに、地域と連携をする。
- イ 避難行動要支援者の把握及び支援
- ウ 市や自主防災組織が主催する訓練への参加

(2) 災害発生時の活動

- ア 把握した被害状況を報告する。
- イ 避難場所又は指定避難所の運営補助にあたる。
- ウ 避難行動要支援者の支援や避難補助又は安否確認にあたる。

3 施設・事業所等の防災組織の充実・強化

大地震が発生した場合、学校、病院等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造、若しくは貯蔵する施設、又は多数の者が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物の流出、爆発等による大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画をたてておくよう、適切な助言指導を行う。

(1) 災害を予防し、又は災害に伴う被害を軽減することを目標に、効果的な防災活動ができるようあらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ防災計画を立て、かつ市等が行う訓練にも積極的に参加すること
- ウ 防災機関及び各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと
- エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知、徹底、点検整備に関すること
- オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持ち出し等に関すること

- キ 地域住民との協力に関すること
- ク その他自主防災に関すること

(2) 対象施設

- ア 学校、旅館、病院等不特定多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス等を製造、貯蔵及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

(3) 組織設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておくものとする。

- ア 役員：防災責任者及びその任務、班長及び任務
- イ 会議：総会、役員会、班長会等

4 防災教育

地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、県民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置を取り、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(1) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に県民等が的確

な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下本節中同じ。)により、气象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに大きな揺れや長い揺れ、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用

品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得ー陸地にいる人の場合>

- (a) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル(3階建以上)や高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得ー船舶の場合>

- (a) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(注1)に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外(注1)に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて(注2)固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1) 港外:水深の深い、広い地域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等)の家庭での予防・安全対策

- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ・SNS）、その他広報媒体の活用
- b 市広報、パンフレット等印刷物の利用
- c 講演会、講習会、展示会等の開催
- d その他広報車の巡回等

ウ 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震・津波に関する一般的な知識
- (イ) 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

5 防災訓練

地震・津波災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、関係機関の有機的な連携を強化するとともに、住民の防災に関する関心を高め住民参加の訓練を行う。

(1) 総合防災訓練

ア 総合防災訓練の実施

防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね以下に示す事項に基づき、市防災会議が主唱し、関係機関が合同に実施、あるいは図上により防災訓練を行う。

イ 訓練事項

訓練内容については、その都度参加機関が協議することとするが、おおむね次の事項について実施する。

- (ア) 動員訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出訓練
- (オ) 医療訓練
- (カ) 初期消火訓練
- (キ) 炊出し訓練
- (ク) その他の訓練

(2) 津波避難訓練

ア 市及び関係防災機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、住民、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。
また、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

ウ 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認、水門等の点検等を実施する。

(3) 土砂災害避難訓練

ア 市及び防災関係機関は、地震によって発生のおそれがある二次災害を防止するため、土砂災害避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、土砂災害危険区域等に居住する住民、消防本部、消防団、自主防災組織とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

(4) 各機関別訓練

ア 実施責任機関

防災関係機関は、それぞれの計画方針に基づき、応急対策を実施するために必要な訓練を実施、あるいは図上により単独若しくは他の機関と合同して実施する。

防災関係機関は、他の機関が実施する防災関係訓練について協力、又は参加を求められた時は特別な事情がない限りこれに協力又は参加するものとする。

イ 事業所等の訓練

市消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、工場等の避難施設の整備と訓練を指導する。

6 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

7 地震火災の防止

地震被害の軽減を図るためには、何よりもまず地震時における火災を最小限に抑えることが重要である。

そのため、防災関係機関だけでなく地域住民も、自分たちの地域から地震火災を出さないよう出火の防止や初期消火の体制を整え、延焼火災が発生しないように努めていくこととする。

(1) 初期消火体制の強化（消火器等の普及）

震災時に同時多発が予想される火災に対し、被害を最小限に防止するため、訓練、集会、印刷物等により家庭及び地域に消火用器具（消火用水を含む。）の設置について普及を図る。

(2) 自主防災体制の強化

ア 一般住民

幼年、少年消防クラブ及び女性消防クラブの組織化を図るとともに、自治会

ごとの自主防災組織の組織化を図り、防火訓練をはじめとする地域ぐるみの防災訓練を通じて、出火防止、初期消火及び応急救護に関する知識、技術の普及を図る。

イ 事業所

電気、ガス、交通、通信施設等防災上重要な施設の防災計画については、定期的に防災対策上整備強化された内容等について修正を行い、計画に基づく訓練の実施、その他計画の内容の具体化を促進する。また、業務態様・規模に応じた実効性のある防災計画の作成と自主防災体制の育成強化に努める。

(3) 出火防止知識の普及

地震時の出火防止の措置を強化するため、市の広報、各種印刷物、ちらし等を広く配布し、住民の防災意識の普及啓発を図る。

8 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティアの体制づくりについては、市は大竹市社会福祉協議会と協力し、医療業務、看護業務、介護業務等専門的な資格や技能を有するボランティアの把握、育成等を平常時から行うとともに、災害時の活動拠点、資機材等の提供を図る。

また、市及び大竹市社会福祉協議会は、ボランティア団体との間で、以下の諸点について検討し、必要事項を確認しておくものとする。

- (1) 災害時にボランティア活動に参加したい希望者を事前に登録できる制度を設け、ボランティア団体を通してその状況を十分に把握しておく。
- (2) ボランティア団体を通じて、災害におけるボランティア活動にかかわった経験者の中から防災ボランティア・コーディネーターを養成し、またボランティア団体が行う技能研修や情報交換等の機会を積極的に支援することとする。
- (3) ボランティア活動は、一般市民の自発的な活動であることから、財政面等での支援にあたっては、団体及び個人的な活動について制限や規制等を行わないよう努めることが必要である。
- (4) 震災対策におけるボランティア活動には、現場での活動に従事することが主体ではあるが、応急対策上使用する資機材も必要であることから、ボランティア団体は応急対策に関する資機材の提供者の登録も併せて行うこととする。

9 企業防災の促進

企業は、地震・津波災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファ

イナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において地震・津波災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第7節 調査、研究に関する計画

本市は狭隘な平坦地に対して、市街化区域のほぼ全域が市街化されており、さらに大竹港の位置する市街地の南東部には石油化学コンビナートが形成されている。また市域は岩国活断層を地盤としており、地震時における市街地の危険性は無視し難い要因が多くみられる。

このような状況から、大規模な地震・津波発生により市街地における家屋の倒壊、道路等の生活関連施設の損壊等、大きな被害を生じることとも予想される。

このような点から、特に市内の危険箇所・危険区域を事前に把握し、地震・津波災害発生に対する安全性向上の措置を講じるとともに、市街地における被害の軽減を図るためには地区の実態に即した具体性のある防災対策を充実していくことを目的に、地震・津波に強い都市づくりを目指した調査、研究を行っていくものとする。

1 防災パトロールの実施及び危険地域の周知

市街地を主体に老朽家屋が密集化している区域や斜面地及び扇状地等に立地している家屋が分布している市街化区域周辺部について、防災パトロールの実施や、災害発生に伴う危険性を喚起するなどし、住民自身が自ら防災に対する備えを進めていくことができるよう周知に努める。

2 地震・津波災害想定調査及び被害想定に関する調査の推進

本市の実態に即した現況資料に基づき、地震・津波発生に伴う家屋の倒壊や火災による延焼危険性等、被害の想定に関する調査を推進する。

3 防災マニュアル作成の検討

地域防災計画では、予防計画、応急対策計画及び復旧計画を定めているが、それに伴う具体的な行動計画について扱っていないため、実際に災害が発生した場合の市職員、住民、民間事業所等がそれぞれの分野で、どのように行動するかといった点についての対応指針を示す「防災マニュアル」の作成を検討する。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

近年の地震・津波災害においては、高齢者、障害者及び外国人などのいわゆる要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に対する環境整備や病院、社会福祉施設等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者対策を積極的に推進する。

1 要配慮者に対する環境整備

- (1) 市は、避難場所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、安全性や利便性に配慮する。また、地震・津波災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努める。
- (2) 市は、新たな都市開発を行う際には、病院、社会福祉施設等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難路との位置関係を考慮する。

2 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等の管理者等に対し、地震・津波災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と病院、社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等から避難する場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、市関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ

迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。また、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避させるとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

市、社会福祉施設、病院等の管理者は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備並びに指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、避難行動要支援者に関する情報を把握し、防災担当、福祉担当その他関係部局と連携のもと、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等に携わる関係者（消防本部、消防団、自治会、民生委員、社会福祉協議会、警察署）に提供し、避難支援体制の整備に努める。

ウ 避難行動要支援者の範囲は、本市に居住する者のうち、つぎのとおりとする。

- (ア) 70歳以上でひとり暮らしの者、又は、75歳以上のみの世帯の者
- (イ) 身体障害者で身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の者（聴覚、視覚、音声・言語機能障害については1級から6級の者）
- (ウ) 知的障害者で療育手帳の障害の程度が㊦又はAの者
- (エ) 精神障害者で精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の者
- (オ) 介護保険の要介護認定が3以上の者
- (カ) (ア)～(オ)に準ずる状態にある方で、支援が必要と判断される者

エ 市は、対象となる要支援者を把握するため、内部で所有している要支援者に関する情報として、前記ウ（ア）～（カ）の情報を抽出する。

オ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援の必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

カ 市は、避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止として、守秘義務や複製禁止の説明等の必要な措置を講じるものとする。

キ 市は、要配慮者や避難行動要支援者に対し、円滑に避難行動が行えるよう、防災無線、戸別受信機、防災メール等の多様な手段を活用して、避難情報等の伝達を行うものとする。なお、避難指示等の判断基準は、災害対策本部運営マニュアルに示す。

ク 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(6) 災害発生時の避難支援プランの策定

市は、災害の発生に備え、防災担当部局、福祉担当部局その他関係部局と連携し、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成、管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動について、あらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう努める。

(7) 個別避難計画

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、ハザードマップで危険な区域に居住する避難行動要支援者のうち、要介護度や障害の程度等により、作成の優先度の高い者について、令和7年度末を目標に作成に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成に必要な個人情報、災害対策基本法に基づき、市

の関係部署で把握している情報を集約するほか、必要な範囲で都道府県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

エ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

オ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者のほか、支援に必要な限度で、あらかじめ消防機関、都道府県警察、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止として、守秘義務や複製禁止の説明等の必要な措置を講じるものとする。

カ 市は、要配慮者や避難行動要支援者に対し、円滑に避難行動が行えるよう、防災無線、戸別受信機、防災メール等の多様な手段を活用して、避難情報等の伝達を行うものとする。なお、避難指示等の判断基準は、災害対策本部運営マニュアルに示す。

キ 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ケ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

コ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(8) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を

適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難支援等関係者の協力を得て、地域における避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。

4 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、本市で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、車椅子利用者等）を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

5 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等との繋がりを保つよう努力するとともに、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者の状況を把握しておくなど、地域ぐるみの救護体制を整備する。

また、市は、災害時におけるホームヘルパー等による在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）の整備に努める。

6 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者のための臨時避難所の確保などに配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障害の状況等に応じた情報提供
- (4) 調整粉乳等や柔らかい食品など特別な食料を必要とするものに対する当該食料の確保及び提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への保健師等相談員の巡回による生活状況把握や健康相談実施

7 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者関連施設（資料編別表4、4-2、4-3）の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成する。

(2) 市町長への報告

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生
の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策
責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機
関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下こ
の章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるこ
ととする。

第2節 初動計画

地震・津波発生時には、市の責任者が直ちに登庁し、指揮を執ることが困難な場合がある。

このような初動期においては責任者との緊急連絡手段を確保するとともに、責任者不在時の意思決定方法や指揮系統について明確にしておくものとする。

1 責任者が不在の場合の対応

(1) 災害対策本部の設置責任者の明確化

通常の場合には、市長が本部長として災害対策本部を設置するが、地震・津波災害のように突発的災害発生の場合には、在庁職員の中の最上級者が市長に代行し、直ちに災害対策本部を開設する。

(2) 災害発生現場における指揮・行動の責任・権限の明確化

災害対策本部設置以前に、人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、その場の指揮は先従者が執るものとし、より適格な者が到着した時に交代するものとする。

また、その場での資材の調達等、代価を支払うべき資材調達等の行為が生じた場合は従事者の判断で調達できるものとする。

2 庁舎が被災して機能しなくなった場合の対応

(1) 地震・津波発生後、市職員は庁舎に参集することと定められているが、庁舎が被災し、機能しなくなる可能性もある。このような事態に備え、市職員は住居地域において所要の応急活動を行い、当面の応急措置が終了した後、災害対策本部又は各支部に参集させるなどの方法を考慮する必要がある。

(2) 地震・津波により条例で規定している災害対策本部の設置場所である市庁舎が被災し、機能しなくなった場合の代替施設をあらかじめ確保し、必要最低限の機能を整備しておく。

代替施設は状況に応じて大竹市消防本部、大竹市給食センター、大竹会館を指定し、必要な整備を図るものとする。

3 市職員が在宅・通勤途中の場合の対応

地震・津波時には速やかな職員の参集が必要であり、あらかじめ、非常参集を行う基準、範囲を明確に定めておく必要があるが、被災地においては市職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となる可能性がある。したがって、市職員の参集状況や応急活動に従事できる要員の数を考慮し、円滑な組織的活動を行うもの

とする。

(1) 災害対策業務分掌の弾力化

災害はその種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時においては、分掌規程にかかわらず、災害対策本部長、各部長、各支部長及び班長の判断で弾力的な人員配備を行う。

(2) 災害対策活動における優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力が限定されることが予想されるので、災害対策本部としての活動も人命救助と救援依頼関係の情報活動を最優先して行う。

(3) 災害対策活動の優先順位の明確化

閉庁時に地震・津波が発生した場合、あらかじめ任命されている非常参集職員以外は、発災時に滞在している場所において、周辺住民と協力し、災害発生の状況を把握し、人命救助及び消火活動に従事する。

4 初動能力確保対策

地震・津波発生時における職員の対応能力は、平常時の準備により大きく異なってくる。地震・津波のような突発的な災害に対しては、日常的な用意が不可欠であり、資材の保持や技術研修の習得が求められる。

(1) 職員が利用する車への非常用資材の常備

突発的な災害はどこで起きるか分からず、その場合、車は安全で被害の少ない場所となる。また、災害対策の行動に際しても車は重要な役割を担っている。

したがって、いつでも災害に対応できるように公用車のみならず、職員の通勤用の自家用車にも、以下の非常用資材の常時搭載を奨励する。

ア 救急医薬品（救急箱）

イ ミネラルウォーター

ウ 非常用資器材

(2) 職員の初動能力向上の研修活動

職員や住民の希望者に対する応急手当の訓練、災害救助訓練を定期的を実施し、初動能力の向上と保持を図る。

5 迅速な支援要請の計画化

地震・津波が発生した時は、本市だけで災害後の応急対策を講ずることは困難であり、外部からの応援・救援を得ることによって、十分な対応が可能となる。

したがって、迅速な外部への救援依頼の発信と確実な伝達に努めるものとする。

(1) 迅速な被害情報の発信体制の整備

市外への応援依頼は正式には災害対策本部が設置されてからであるが、地震・津波のような突発的災害の場合には一刻を争う状況も生じる。

したがって、在庁職員が発災時に直ちに、あらゆる手段を利用し、被災情報を発信するものとする。

※ なお、被災情報の関係機関への発信については、法令上の問題はない。

(2) 習熟を要しない情報機器の整備

緊急時の災害情報の発信は、混乱した状況で行われるため、機器の利用に習熟していなくても発信可能なように事前に機器を配備するものとする。

第3節 災害発生前の応急対策

第1項 配備動員計画

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期するため職員の配備動員に関する事項を定める。

1 市の配備動員体制

(1) 体制の概要

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

各部及び各職員は、災害発生を知ったときは、直ちにこの計画による配備に即応できる体制を整えるものとする。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 市内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備態勢に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動を行う。
警戒体制	【地震】 a 市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生し危機管理課長が必要と認めたとき b 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき c 長周期地震動階級3を観測したとき 【津波】 d 気象庁が広島県に「津波警報」を発表し、危機管理課長が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常態勢に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。
非常体制	【地震】 a 市内で震度5弱以上を観測したとき b 県内に震度6弱以上を観測し、特に市長が認めたとき c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または（巨大地震注意）が発表されたとき d 長周期地震動階級3を観測したとき e 長周期地震動階級4を観測したとき 【津波】 f 気象庁が広島県に「大津波警報」を発令し、特に市長が必要と認めたとき g 気象庁が広島県に「津波警報」を発令し、かつ、甚大な被害が発生したと予測され特に市長が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

※ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

気象庁が発表する情報には、以下の種類がある。

① 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表する情報であり、以下の種類と発表条件がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

② 南海トラフ地震臨時情報

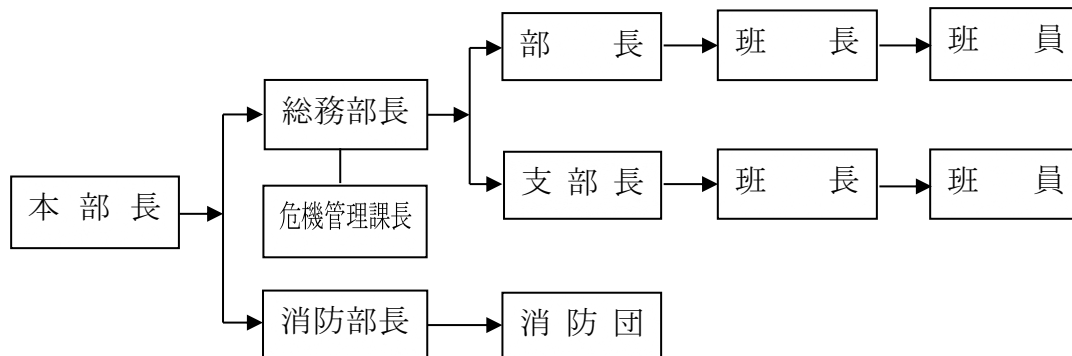
気象庁は、情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 連絡及び動員の方法

ア 勤務時間内の場合

職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は、次のとおりとする。



この場合の連絡方法は、庁内の場合は庁内放送及び口頭で行い、庁外の場合は電話、非常参集メールシステム及び広報車を用いる。

イ 休日及び勤務時間外の場合

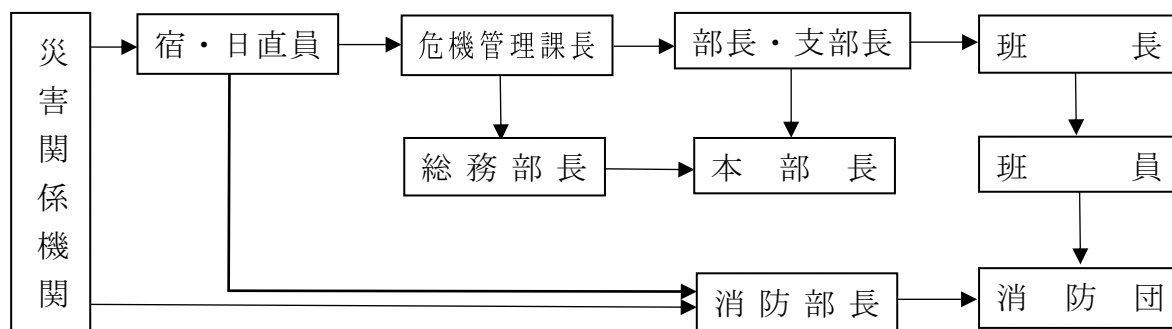
(ア) 宿日直員は、宿日直勤務中において、県危機管理監、広島県西部建設事務所廿日市支所等関係機関から気象等予警報及び災害情報を受領したときは、ただちに危機管理課長に連絡しなければならない。

(イ) 前号の報告を受けた危機管理課長は、情報内容を検討し、災害の発生又は発生の予想される情報については、直ちに総務部長に報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 総務部長は、前号の報告を受けた場合、情報の種類、規模等を考慮し、必要と認めるときは、災害対策本部員をメンバーとする災害対策本部員会議の開催を市長に進言し、市長が開催を判断し、災害対策について検討を行う。

さらに、必要と認める場合は、その他の職員を招集し、災害対策に従事させるものとする。

(エ) 動員配備体制をとる場合の伝達は、次のとおりとする。



(オ) 伝達は原則として防災メール又は電話によるものとするが、通信機関が途絶しているときは、庁内自動車（広報車）又は伝令によるものとする。

(3) 動員配備完了報告

各部長及び支部長は動員配備を完了したときは、その状況をただちに本部長に電話又は口頭で連絡を行い、その後速やかに文書（資料編 様式1「非常配置体制の動員、配備完了報告」参照）で報告するものとする。

(4) 応援動員

ア 部長及び各支部長は、災害応急活動を実施するに当たり、要員補強の必要があると認めたときは、危機管理課長に応援動員を要請するものとする。

イ 危機管理課長は前号による動員要請があった場合、直ちに要請内容を検討し、本部長及び関係部長と協議し、余裕のある部又は班に動員指令を行う。

なお、災害対策本部全体をもってしても人員が不足する場合は、消防部を通じて消防団その他関係機関に協力を求める、又は広島県災害対策支部（以

下「県関係地方機関」という。)に応援要請を行うものとする。

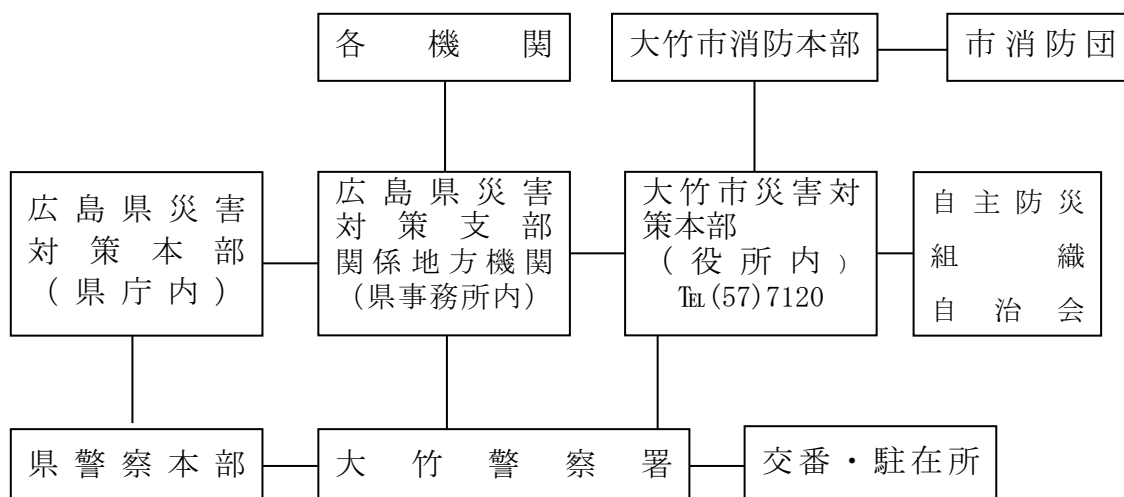
ウ 応援動員の指令を受けた部長又は班長は、ただちに応援班を編成し、出動しなければならない。

2 災害対策組織計画

災害時には、市はできる限り迅速にそれぞれの分掌する事務分野において、災害発生危険性が事前に予知される場合には、それぞれの行政事務に従事する各課の職員をもって、直ちに適切な警戒態勢をとり、また災害が発生した時には、災害発生初期の応急対策を実施し、被害の救援に当たるとともに、市機関の健在を住民に知らせて事態の混乱を最小限にとどめるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取り合い、協力態勢の確立を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者において、それぞれ法令に基づく分掌事務又は業務を通じて行うものとする。

組織系統図は次のとおりとする。



3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

市長は市内に地震・津波等の災害が発生した場合、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、市長が不在で連絡困難な場合には、在庁職員の中の最上級者が市長に代行し、本部を設置する。

ア 設置の決定

(ア) 総務部長は、災害・被害情報並びに各主管の長からの連絡を遅滞なく、市長若しくは部設置責任者に報告し、本部の設置の発令について指示を受けなければならない。

- (イ) 本部設置に必要な事項は、大竹市災害対策本部条例に定めるところによる。
- (ウ) 市長は、大竹市災害対策本部設置基準に基づき直ちに組織動員計画を策定し、速やかに災害応急対策を確立する。

イ 設置基準

- (ア) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、または、地震により被害が発生し、市長が対策が必要と認めたとき。
- (イ) 気象庁が広島県に「津波警報」または「大津波警報」を発表したとき。
- (ウ) 地震・津波によりコンビナート災害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。
- (エ) 県内又は近隣市町において震度6弱以上の地震が発生し、特に市長が必要と認めたとき。
- (オ) 地震・津波により市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき。
- (カ) その他特に市長が必要と認めたとき。

ウ 設置場所

本部の設置場所は、3階大会議室とする。

(2) 現地災害対策本部

災害の規模その他の状況により、特に必要と認めるときは、被災現地において現地災害対策本部を設置する。

(3) 伝達

本部長は本部の開設を決定した時は、直ちに各部長に伝達するとともに、県危機管理監に連絡する。

(4) 廃止の決定

本部長は、次に定める事項を確認した時は、本部を廃止し、直ちに各部長に伝達するとともに県危機管理監に連絡する。

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他、本部長が必要なしと認めたとき。

4 本部設置以前及び以後における動員配備

本市では、別途定める「大規模地震発生時の初動マニュアル」及び「大竹市非常配置編成表」に基づき、本市における震度階級が震度4～5弱の場合はそれぞれ該当する職員が参集し、震度5強以上の場合は全職員が参集するものとする。

5 要員確保計画

災害応急対策を実施するにあたって、本部員及び消防団員等の動員のみでは労働力が不足する時、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要な時における労働者の確保について定める。

(1) 災害対策要員はおおむね次の順序で確保する。

応急対策の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。

- ア 災害対策本部の要員
- イ 大竹市消防本部及び消防団員
- ウ 自衛消防組織
- エ ボランティア団体
- オ 作業員の雇入れ
- カ 自衛隊
- キ 県職員
- ク 他市町村からの応援

(2) 災害対策要員の動員は、本部長が行う。

(3) 自衛隊員については、本編第3章第6節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

(4) 県職員については県関係地方機関に依頼する。

第2項 緊急地震速報等の伝達に関する計画

市内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

〔津波警報・注意報〕

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え3 m以下の場合	津波による重大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。	1 m	(標記しない)

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模マグニチュードが8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を

更新する場合がある。

〔津波予報〕

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

〔津波予報区〕

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報・注意報、津波情報、津波予報を発表する。広島県に対する予報区は、「広島県」1区域のみである。（下図参照）



(2) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

- (ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- (ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁本庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類と発表内容は、次のとおりである。

情報の種類		発表内容
地震情報 注1	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を190に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に発表)
	津波情報 注2	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表

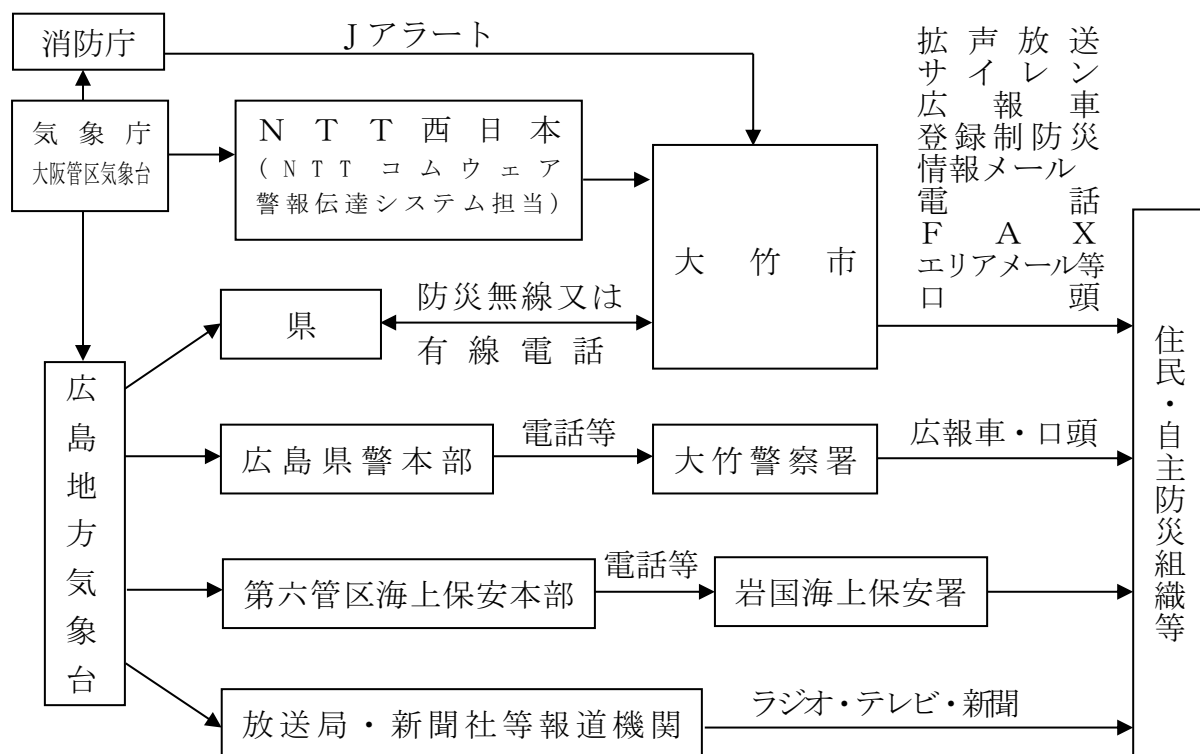
情報	
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。
(第六管区海上保安本部管理)

(3) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は次のとおりとする。



(4) 津波予警報に対する措置

津波予報は、地震発生後、約3分程度で発表されることになっているので、震度4以上の地震を感じた場合は、津波予報関係気象官署から、何らかの通報が届

くまで、少なくとも30分間は海面の状態を監視し、1時間はNHK放送を視聴し、今後の状況に注意するものとする。

ア 市は、防災行政無線等の広報手段により、港湾、海岸、河口や島しょ部等の近辺にいる住民に対し、津波発生危険等を知らせるとともに、NHK放送を視聴するよう喚起する。

イ 津波による影響を直接受ける港湾、海岸等の管理者や島しょ部の責任者等は、津波による被害が発生しないよう、水位、潮位の変動等の観測を行い、速やかに防潮扉の開閉を行う。

また、各管理者や責任者等は市と連絡を取り合い、必要な情報を伝達しあう。

ウ 津波の監視は高台等安全な場所から行う。

(5) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

第3項 住民の避難誘導に関する計画

津波が発生した場合、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。特に、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努める。

この計画では、津波避難のための事前の準備及び津波発生時の応急対策について定める。

1 避難の指示等

市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚知により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

2 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、沿岸市町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

市は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行う。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮する。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所を利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。この際、大竹市で想定される津波波高を考慮する。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

(ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域(以下「避難対象地域」という。)から外れていること。(広島県津波浸水想定図を参考とする。)
- b 十分な地盤標高を有すること。
原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること(最低限1人当たり1㎡以上を確保すること)。
- g 夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていること。

- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晚程度宿泊できる設備(毛布等)、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)を有してRC(鉄筋コンクリート)又はSRC(鉄筋鉄骨コンクリート)構造であること(津波の高さや地域の状況によっては3階建てでも選定できる)。
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地(畑や山林等)を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等(津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段)を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策(例えば階段等の設置)が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。(海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。)
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。

h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、百貨店、地下街等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波発生時の応急対策

(1) 避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

(ア) 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定により大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合

(イ) 強い地震(概ね震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

(ウ) 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら大津波警報・津波警報・津波注意報をした場合

イ 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報・津波注意報を認知した場合又は大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図る。

ウ 指示の内容

市長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難指示の発令理由

(ウ) 避難先及び避難路

(エ) 避難の方法及び携行品

(オ) その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

(ア) 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の通知を受けた場合

(イ) 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の発表に基づき行う。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

(ア) 伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

(イ) 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線、防災情報等メールサービス、災害情報共有システム(Lアラート)、広報車、サイレン、テレビ(ワンセグ含む。)、エリアメール(緊急速報メール)、ホームページ等。

また、防災行政無線やサイレン音等により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

(2) 避難の誘導

ア 避難誘導に当たる者

- (ア) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- (イ) 自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

- (ア) 避難は、原則徒歩とする。
- (イ) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
 なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
- (ウ) 避難は幼小児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- (エ) 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン(個別避難計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

- (オ) 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- (カ) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ウ 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第4節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 情報の収集伝達手段

地震・津波災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりとする。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、FAX、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線による収集
- エ 消防機関、警察署からの電話、FAX等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、FAX等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、FAX、口頭による伝達
- イ 防災行政無線の活用
- イ 防災行政無線、防災メール、緊急速報メールの活用
- エ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

2 情報の収集伝達経路

(1) 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

市は、災害対策基本法第54条第4項の規定により、災害が発生する恐れのある異常な現象について通報を受けたときは、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報するものとする。

(2) その他の情報

市は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

3 被害状況等の情報の収集・取りまとめ

市に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるので、迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 市域の気象等関係情報の収集

広島地方気象台から発表される気象等予警報のほか、市域の防災活動に必要な気象等情報は、市内の観測所（資料編 別表5「大竹市に關係する各観測所一覧表」参照）及び河川情報センターの協力を得て収集する。

(2) 被害の収集及び調査要領

ア 被害の収集及び調査は、関係機関、諸団体、自主防災組織及び自治会等の応援を求めて実施する。

イ 各自治会長は、災害を覚知したときは、直ちに本部に通報するものとする。

ウ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況を調査するものとする。

エ 災害調査にあたっては、資料編 様式7-2「用語の定義」に基づき判定するものとする。

(3) 調査内容

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ すでに行った措置及び行おうとする措置

エ その他必要な事項

(4) 取りまとめ

災害情報及び被害報告について送受信したものは被害状況連絡書（資料編 様式6参照）により記録し、直ちに本部長に報告しなければならない。あわせて、被害総括表（資料編 様式7参照）に準じて取りまとめを行うものとする。

4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

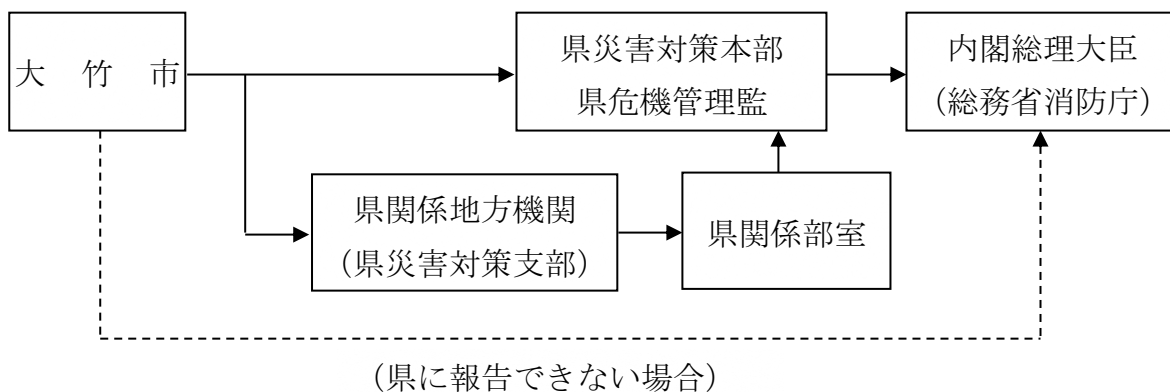
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ。）

総務省消防庁

回線別		区分	
		平日 (09:30~18:15)	左記以外
		応急対策室	
		宿直室	
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103

ネットワーク	F A X	内線指定 77-048-500-90-49033	内線指定 77-048-500-90-49036
--------	-------	-----------------------------	-----------------------------

イ 地震・津波災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編様式7「被害総括表」及び様式8「災害発生報告」により速やかに行うものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震・津波等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を市又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告しなければならない。

この場合、即報の迅速性を確保するため、消防本部から直接、電話、F A X等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生報告

市が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

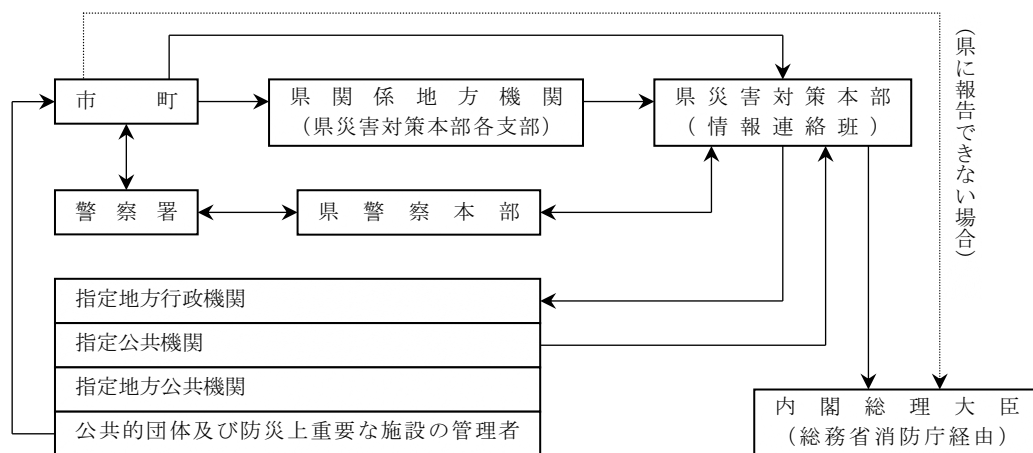
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び

火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

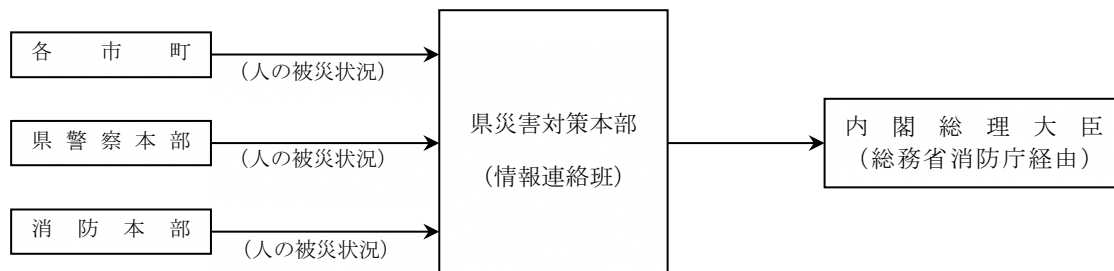
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての即報

各市町、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



第2項 通信運用計画

市は、地震・津波発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合

行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

1 広島県総合行政通信網の活用

市は、広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波発生時における迅速かつ確かな通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

2 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本山口支店	083-923-4281

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

3 有線通信等が途絶した場合における代替措置

(1) 災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合の通信手段は、次の市有の無線網を有効に活用することとし、情報の疎通に支障のないようにするものとする。

ア 大竹市防災行政無線

イ 消防無線

ウ 防災無線（岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会）

エ 広島県総合行政通信網

(2) 市有無線施設は、状況により統制運用するものとし、さらに事態が悪化した場合は、他の関係機関の無線施設及びアマチュア無線の利用を依頼するものとする。

(3) 無線施設は、有線途絶時において唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び復旧については、特に重点をおくものとする。

(4) 有線通信系統が通信不能となった場合は、消防無線（※）にて連絡を確保し、さらに通信網の強化に努め、なお事態の悪化の際は、伝令、特便などにより通信連絡を確保するものとする。

※ 各年における消防年報、機械関係・通信施設現況（参照）

(5) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

ア 使えない（不通・故障・電源不良等）

イ 混雑している（話し中・混信・あて先不明等）

ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

[対応事例]

使えない時	代替の通信手段によることとなる。最悪の場合には伝令を派遣して連絡する。
混雑している時	混雑している時間は意外に短い。話し中・通信中にはいったん送信をやめ、緊急を要する時は冒頭で

	「至急、至急」と呼び、他の局に開けてもらうようにする。
聞き取りが困難な時	周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は1 m動かしただけで受信状態が大きく変化することもある。

(6) 通信には以下の事柄に注意する。

- ア 携帯局からの通話は、全て本部に対して行うものとする。
- イ 重要通信の優先の原則（救助・避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ウ 簡潔通話の実施の原則

4 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 総務厚生班より災害情報を提供する。広報する主な内容は次のとおりとす

る。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

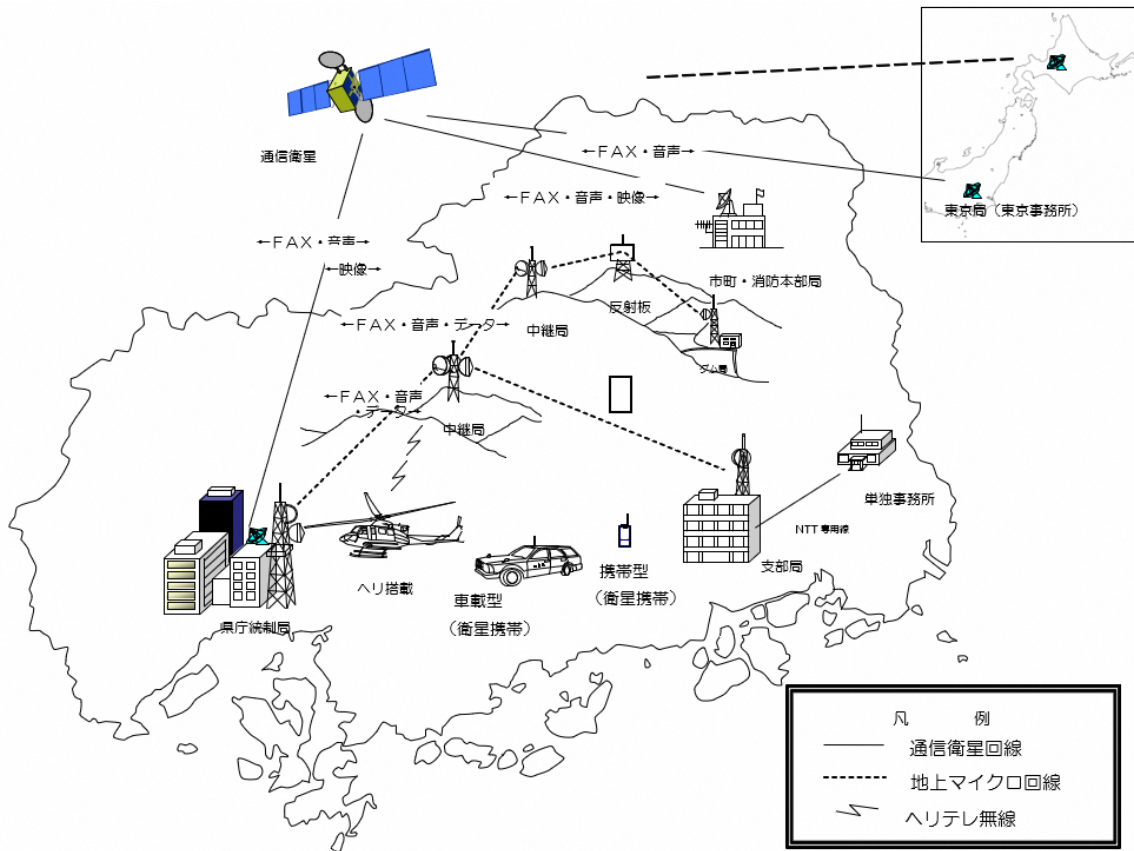
市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

市は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



凡 例	
—	通信衛星回線
- - -	地上マイクロ回線
⚡	ヘリテレ無線

- 【システムの概要】
- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入し、県庁と支庁局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
 - ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
 - ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
 - ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
 - ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
 - ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
 - ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
 - ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第5節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

地震・津波災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難、あるいは孤立集落が生じることが予想されていることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急を行うものとする。

1 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の救援搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

4 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘ

- リコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- (2) 航空機及び無人航空機の運用に関し、市は県に協力し、県災害対策本部は関係機関と連携して必要な調整を行う。
 - (3) 被災地上空を飛ぶヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル(運輸省航空局 平成8年1月26日制定)に基づき、被災地上空からの一時的な待避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
 - (4) 被災地上空を飛ぶ無人航空機が、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動に支障となる場合、市は県に協力し、県災害対策本部は航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56条)に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼し、安全に活動できる体制を確保する。
 - (5) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
 - (6) ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配慮するなど安全運航体制を確立する。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

ア 支援の原則

市長(消防本部を含む。)から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行う。

イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は、資料編資料8「ヘリコプター応援要請フロー図」による。

6 各機関への出動要請

(1) 県警察

市は、地上からの災害状況の把握が困難な場合は、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。

(2) 海上保安庁






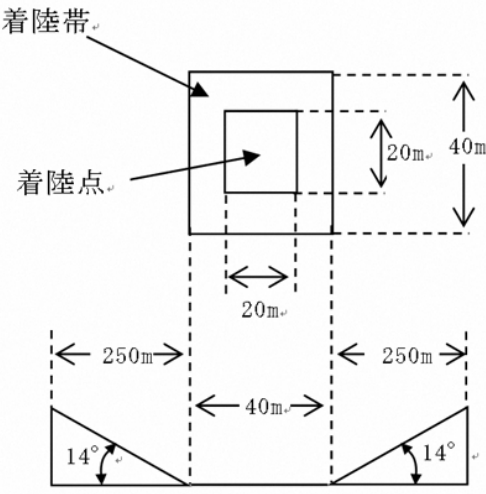



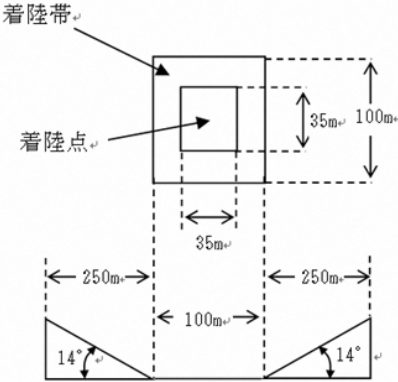
市は、海上保安庁へヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) ヘリコプター応援要請

市は、ヘリコプターの応援要請をする場合、県には、資料編資料8「広島県防災ヘリコプター応援協定」第5条に定められている事項を、広島市消防局には資料編資料9-2「広島県内航空消防の運航に関する要綱」第6条により定められた第1号様式に基づき電話等で速報を行い、その後、緊急出動要請書を県又は広島市消防局に提出するものとする。(資料編 資料8、9、9-2参照)

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準(地積)
小中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣を要請した場合、市は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

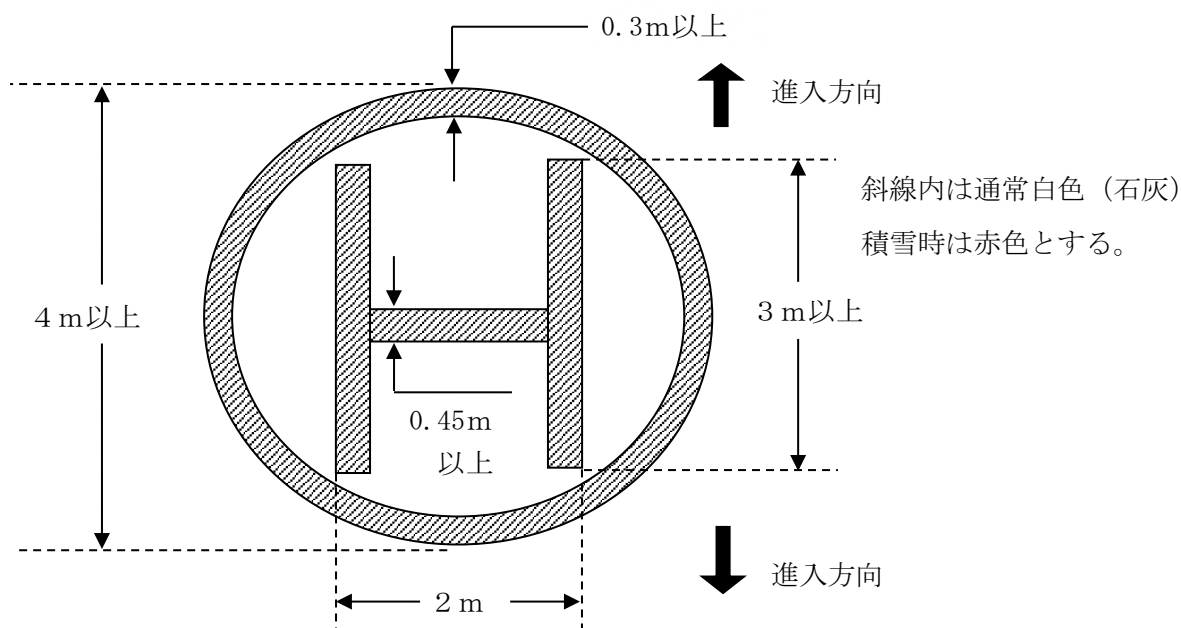
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をしておく。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備するものとする。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県危機管理監及び施設等管理者に連絡するものとする。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所との競合をさけるものとする。

第6節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は3原則（緊急性、公共性、非代替性）への適合が原則である。

災害派遣の要請権者は、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長であり、災害の種類により要請権者が区分される。大竹市に係るものは陸上における災害が主体となるため、主に広島県知事が要請権者となる。

派遣要請は、災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしても防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市が必要と認める場合に県知事に対し災害派遣要請の要求を行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、県知事から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場

合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を当該市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、市長が県知事に要請要求をするものとし、県への要請要求ができない場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に対し、通知する。この通知をしたときは、連絡が取れるようになり次第、速やかに県に通知する。

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 陸上自衛隊第13旅団長

安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊第13旅団司令部第3部防衛班

電話 082-822-3101 内線 2410 内線 2440（当直幕僚）

イ 海上自衛隊呉地方総監

呉市幸町8-1

海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

ウ 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

福岡県春日市原町3-1-1

航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC 当直）

(3) 要請者連絡先及び連絡方法

県危機管理監危機管理課

広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

（直通）082-511-6720、082-228-2159

(4) 災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大

臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(5) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、市と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本編第3章第4節第1項1「情報の収集伝達手段」に定めるところによる。

6 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の災害派遣が決定したときは、市は、派遣部隊の受入れ体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

なお、災害派遣を依頼した場合、市長は派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

(1) 派遣部隊到着前

ア 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置

イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（宿営候補地の検討を含む。）

エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

オ 臨時ヘリポートの設定（第3章第5節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

カ 艦艇の使用ができる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知

事に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請するよう県知事に要求する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の市町等の協力を得て応急措置を実施する。

1 県知事等に対する応援要請

地震・津波災害時においては、一地方公共団体のみで災害に対応することは困難であり、消防はもとより、食料や医療、資機材の応援や要員の派遣等についても、場合によっては広島県を越えた広域応援体制等、協力を要請する必要も考えられる。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図るものとする。

(1) 要請の手続き

ア 市は、県と災害対策上必要な資料を交換する等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。

イ 市長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他

市町等の協力について、必要に応じ「要請の事項」の定める手続きにより、県知事に要請する。

ウ 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市地域内で行われる県の災害対策について積極的に協力する。

エ 県知事から他の市町又は防災関係機関に協力することを依頼された時は、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

(2) 要請の事項

市長は、県に対し応援を求める場合には、県関係地方機関に対し、次に掲げる事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、その暇がないときは、口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

2 他の市町・指定地方公共機関等への協力要請

災害時において、地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議しておくものとする。

(1) 市長は災害対策基本法第67条の規定による応援要求について、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定に基づき、他の市町に応援を求める。(資料編資料12「災害時の相互応援に関する協定書」参照)

(2) 本市は山口県と県境を接しており、また山口県岩国市及び和木町とは一体となって石油コンビナート区域を形成していることから、市長は消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき締結している山口県岩国市、和木町及び岩国地区消防組合に対し、応援を求める。(資料編資料14「消防相互応援協定書」参照)

3 民間団体等への協力要請

災害時における災害応急対策の実施に際し、日赤奉仕団並びに自主防災組織及

び自治会等の民間組織の活用を図り、万全を期するものとする。

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

- ア 自主防災組織
- イ 自治会
- ウ ボランティア団体

(2) 奉仕作業

- ア 炊出し奉仕……被災者の炊出しを行う。
- イ 避難場所奉仕……避難場所に収容した被災者の世話をする。
- ウ 物資配給奉仕……食料、衣料その他給与物資を受けて被災者に配給する。

4 応援要員の受入れ体制

市は、災害応急対策を実施するに際して、県外から必要な応援要員等を導入した場合、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、斡旋するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

5 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるとともに、派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

災害時における災害対策活動の拠点及び避難施設の機能の強化を目的とする施設を整備し、救援物資の供給・輸送及び救援部隊集結のための施設を指定配置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする計画である。

1 市防災拠点施設

以下に掲げる機能の全部または一部を満たす施設を、市防災拠点施設として選定するものとする。

- (1) 食糧、生活必需品、防災資機材の備蓄・供給拠点機能
- (2) 救援物資の集積・搬送拠点機能
- (3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

2 施設の概要

- (1) 大竹市給食センター（小方学園施設を含む）

施設の目的	避難施設の防災機能の強化
施設の機能	食糧等備蓄・供給・集積・搬送拠点機能及び救援部隊の集結・後方支援拠点機能
施設管理者	教育委員会総務学事課
給食調理棟構造・面積	鉄骨造、延床面積 1,298.5㎡
供給能力	2,200人分／1回あたり ※給湯のみの場合：1回あたり1,800ℓ（300ℓ釜×6基）
ガス供給設備	貯蔵容量：7,000ℓ ※地下配管等耐震性を考慮した構造
自家用発電機諸元	定格出力：90KVA、10時間連続運転 ※定期的な給油により運転時間延長 対象負荷：釜（1基あたり300ℓ）、会議室、トイレ等 燃 料：重油 運転方式：自動起動、自動停止
備蓄倉庫棟構造・面積	プレハブ造、床面積 24㎡

主な備蓄物資	アルファ化米（5年保存）：5,450食 クラッカー（5年保存）：1,470食 ミネラルウォーター500ml（12年・7年保存）：2,040本 ミネラルウォーター2L（7年保存）：1,794本 ヘルメット、ビニールシート、一輪車等
駐車場	物資搬入搬出スペースとして利用

（2）大竹市晴海臨海公園

施設の目的	災害対策活動の拠点及び広域避難場所
施設の機能	救援部隊の集結・後方支援拠点機能
共用部告示面積	127,557.52 m ²

第7節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

地震・津波やそれに伴う家屋等の倒壊及び火災等が発生した場合は、集中的な救出、救助活動を行う必要性が生じるため、市は、県及び防災関係機関等と相互に協力し、被災者救出のための活動体制等について定めるものとする。

1 災害救助法が適用された場合

救出活動の指揮は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 人命救助の原則

ア 人命救助は、地震に伴って発生する火災の消火活動よりも優先するが、両者は原則として併用行動をとる。

イ 救急、救助活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。

ウ 負傷者が多い場合は、幼児、高齢者又は重傷者を優先して救助する。

エ 被災現場における警察、自衛隊、消防機関等の救出活動の指揮については、原則として市長が行うものとする。

(2) 活動体制

活動体制の実施にあたっては、本部が主体となって警察、自衛隊、医療機関、医師会、保健所等の緊密な連携のもとに、負傷者についての救出から医療処置まで一貫した活動ができるような体制を整える。

(3) 孤立地での救出、救助対策

孤立地での救出、救助は、消防本部が中心になり、地域住民の協力を得て応急的な救助隊を編成して実施するものとし、人的被害が大きく、救出、救助活動が消防本部をもって対応できない場合は、消防団員又は関係機関の協力を求める。

(4) 非常時における救助応援要請

人的被害が大きく、救出、救助活動が消防本部及び市内関係機関の総力を挙げても措置不能と判断した場合は、県、警察、防災関係機関及び他の市町等に次の事項を連絡して応援を求める。

なお、自衛隊への応援要請は、本編第3章第6節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他の資機材の概数

エ 応援を必要とする区域及び活動内容

オ その他参考となるべき事項

(5) 自主防災組織、自治会及び事業所等の体制

市は、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うとともに、自主防災組織、自治会及び事業所等は、次による救出活動を自主的に行うものとする。

ア 各地区及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救出活動を開始するとともに、消防本部又は大竹警察署等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、市、消防本部、大竹警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(6) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、真にやむを得ない場合に限り、厚生労働大臣の承認を得て、救出期間を延長することができる。

2 海上における救出

地震による津波等の発生により、海難が発生した場合、市は原則として県及び防災関係機関へ連絡するとともに、次に掲げる応急対策を実施するものとする。

(1) 岩国海上保安署が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送に当たる。

(2) 沿岸部等に火災が発生した場合には、速やかにその状況を把握するとともに、岩国海上保安署と連携し、港湾関係団体の協力を得て、迅速に消火活動を行う。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第2項 医療・救護計画

地震・津波が発生した場合、市は、県、国、日本赤十字社及び大竹市医師会等関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な医療・救護活動を実施する。

1 災害救助法が適用された場合

医療救護活動及び助産活動は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 医療及び助産計画

地震・津波災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が医療の途を失ったよ

うな場合における応急医療や災害時における助産等について、応急医療助産計画として定めるものとする。

ア 救護体制

本部は災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定」という。）に基づき、社団法人大竹市医師会が編成する医療救護班が当たる。（資料編 別表 8 及び資料 10-2 参照）

イ 実施機関

（ア）災害時における医療及び助産は、本部が協定に基づき、一般社団法人大竹市医師会から派遣された医療救護班が医療救護活動を実施する。

（イ）災害救助法が適用された場合は、県知事が日本赤十字社広島県支部長に要請し、日本赤十字社広島県支部が医療助産活動を行う。

ウ 医療救護計画

医療救護班は協定に基づき、以下の医療救護計画を実施する。

（ア）医療救護組織の編成

（イ）医療救護組織の活動計画

（ウ）他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画

（エ）指揮命令系統

（オ）その他必要な事項

エ 医療救護活動

医療救護班は協定に基づき、以下の業務を行う。

（ア）被災者に対する選別

（イ）傷病者に対する応急措置及び医療

（ウ）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（エ）被災者の死亡の確認及び死体の検索

オ 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、本部が指定する者が行うものとする。この場合、本部が指定する者は、医療救護班の意見を尊重するものとする。

カ 医療費について

（ア）救護所における医療費は無料とする。

（イ）傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

キ 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

ク 助産救護活動について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の前後の7日以内に分娩した人とする。

分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給は分娩した日から7日以内の期間について実施する。

2 搬送体制の整備

地震・津波災害時には、傷病程度のさまざまな傷病者が救護所に集中すると予想される。そのような中で病院での適切な医療を必要とする傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、後方医療施設へ迅速に搬送することが必要であり、そのための体制整備が重要である。

- (1) 本部が協定に基づき派遣要請した医療救護班が、大竹市消防本部に配車・搬送を要請する。
- (2) 市有車又は医療救護班が使用している自動車により搬送する。
- (3) 医療救護班職員、その他市職員により担架で搬送する。
- (4) 市で対処できない場合は、県、日本赤十字社及びその他の関係機関に応援を要請する。
- (5) 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等に応援を要請する。
- (6) 迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

3 医薬品、医療資機材の調達

医療救護班の使用する医薬品及び医療資機材は、備蓄しているものを優先的に使用する。

不足する場合は、医師又は病院等、日本赤十字社その他関係機関の備蓄品の提供を要請する又は民間からの調達により確保する。

- (1) 医療及び助産活動に必要な医療資機材等の調達について日頃より計画しておく。
- (2) 医薬品は、広島県薬剤師会大竹支部を通じて調達する。
- (3) 血液は、県赤十字血液センターに依頼する。

4 救護所設置の広報

救護所を設置した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

5 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第3項 消防計画

地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防活動に関する必要な事項を定め、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

1 組織体制

地震・津波等による災害が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その被害の拡大を阻止するため、消防組織体制をとるものとする。

図示については、下記参照

各年における消防年報

- ・ 総集編 大竹市消防本部・署組織図
- ・ 消防団編 大竹市消防団組織
消防団車両現況
小型動力ポンプ性能調
- ・ 警防編 消防本部・署車両現況
機械器具現況
消火水利の現況
火災通報施設

2 消防活動計画

消防計画は、火災予防、消防施設の整備保全及び災害非常事態の発生に際し、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することを目的とする。

(1) 消防施設等整備保全計画

ア 消防機械の整備、保全

消防ポンプ自動車、消防用車両の保守、整備に努める。

イ 消防用具の整備、保全

消防署や消防団に配備されている消防用具の保守、整備点検に努める。

ウ 消防水利の整備、保全

消防水利については、消火栓や防火水槽等が設置されているが、災害時に円

滑に使用できるよう管理に努める。

また、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化に努める。

(2) 点検

ア 通常点検計画

通常点検を毎月1回以上実施し、分団ごとに機械器具の点検整備を行うものとする。

イ 特別点検計画

火災警報の発令時等必要に応じて分団ごとに機械器具の点検整備を行うものとする。

ウ 現物点検計画

火災鎮圧等消防活動終了後は必ず分団ごとに機械器具の点検整備を行う。

(3) 火災予防の広報

市は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の延焼防止

火災が発生したときは、住民、自主防災組織及び事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次被害の発生防止に努める。

(4) 訓練計画

ア 消防用機械器具操法訓練

毎年適当な時期に消防団員を招集して行うものとする。

イ 機械運転及び放水演習

上記アの訓練と同時に行う。

ウ 操縦訓練

毎月1回、機械器具の点検整備と同時に行うものとする。

エ 非常招集訓練

有線電話により各分団長を通じて、各団員を模擬火災現場に招集する訓練を適時行うとともに、サイレン吹鳴による非常招集訓練を年1回以上実施するものとする。

オ 危険物火災等特殊防御訓練

危険物取扱所付近に火災が発生した場合等を想定して、適時訓練を行うもの

とする。

カ 自衛消防隊教育訓練

適宜、自衛消防隊の操法訓練を行う。

(5) 出動計画

ア 火災等については、特命のない限り招集場所から直ちに現場に出動する。

イ 応援出動及び演習出動の場合は、招集場所に待機し、必要に応じ電話又は直接出動を命じる。

3 非常時の消防活動

地震・津波にあつては、消防施設損壊、車両の通行障害、通信不能等によって消防力は著しく低下し、消防活動が大幅に制約されることが予想される。非常時における消防活動等はおおむね次のとおりである。

(1) 初期活動

ア 地震・津波発生時には、次の体制により総力をあげて災害活動に当たる。

消防団員は、地震時には直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載した出動準備を行う。

イ 消防団員は、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

(2) 有線の使用不能時の通信の確保

災害により有線の使用が不能になった場合は、通信を確保するため現地へ携帯無線機を搬入し、情報連絡に当たる。

(3) 火災防御

地震・津波時の火災防御にあつては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点として対処し、防御の原則は次のとおりである。

ア 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮圧を図る。

イ 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ウ 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御に当たる。

エ 避難路、避難場所確保の防御に当たる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所は、付近を重点的に防御する。

(4) 地震・津波後の広報

地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に

広報する。

4 消防相互応援

消防長は、災害が大規模となり、市のみでは対処できないと判断したときは、市長に報告するとともに、協定市町等に応援を要請するものとする。

現在、消防相互応援協定を締結している市町等は、県内全市町、県内全消防組合、山口県岩国市及び岩国地区消防組合である。（資料編 資料13、14参照）

5 その他

その他この計画に定めのない事項については、「大竹市消防計画」に定めるところによる。

第4項 水防計画

河川や港湾に係わる諸施設は、水防計画による諸対策を講じてきている。

地震・津波に対しては、河川施設や港湾施設が地震で損壊することにより水防上の迅速な応急対策が求められる。

ここでは、応急対策としての水防活動計画について定めることとする。

1 応急対策

(1) 地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想されるとき、又はその他水防上必要があると認められるときは、水防管理者（水防本部）は、河川、海岸、堤防、ダム、ため池、急傾斜地等の危険箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

(2) 河川、海岸、堤防、ダム、ため池、急傾斜地等に異常を発見したときは、直ちに水防管理者に急報するとともに水防作業に従事する。

堤防の決壊等を水防団等が発見した場合には、速やかに河川管理者（太田川河川事務所）に通報する。

また、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を大竹警察署長に通知する。

(3) 水防管理者は、前記の通報を受けた箇所が県管理に属するときは、直ちに広島県西部建設事務所廿日市支所等に連絡して必要な措置を求める。

(4) 樋門の操作

ア 樋門の操作責任者は、下流の出水に悪影響のないように慎重な操作を行うとともに、その状況を水防本部に通報するものとする。

イ 農業用ため池等においても、地震発生後の状況により、ため池管理者は水位の変化を監視し、必要に応じ門扉の開閉を行うとともに、その状況を水防本部に通報する。

- (5) 河川、海岸、堤防、ダム、ため池、水門、樋門、及び防潮扉の管理者は、地震・津波発生後直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずるものとする。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡するものとする。

2 水防施設及び資機材等

- (1) 水防本部は、資機材の調達確保については、水防倉庫備蓄資機材の数量を常に把握し、緊急時の輸送、補給についてあらかじめ協議を行っておくものとする。（資料編 別表3「備蓄資機材状況調」参照）
- (2) 水防本部は、水防用資機材の整備、点検を毎年行うものとする。

3 水防管理団体相互の協力

- (1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体又は警察官に対して応援を求めるものとする。
- (2) 水防管理者は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、作業員の応援及び資機材を提供する。
- (3) 水防作業中に堤防決壊、急傾斜地崩壊、その他の施設がこれに属する事態等が発生した場合は、関係水防作業員は直ちに水防管理者（水防本部）に通報するとともに、氾濫、土砂流出等による被害が拡大しないように努めるものとする。
- (4) 水防管理者は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を広島県西部建設事務所廿日市支所及び大竹警察署並びに氾濫、土砂流出方向の住民及び近隣の水防管理団体に急報するものとする。

4 津波、高潮対策

水防管理者は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとるものとする。

- (1) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波予報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、速やかに防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵、又は取り扱う事業所においては、地震・津波発生時に自衛消防組織等を活用し、危険物等に係る災害の発生を最小限に抑えけるとともに、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、地震・津波発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市は、これらに対して、必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

1 石油类等危険物災害応急対策

危険物による被害は、その性質上大災害に発展する可能性が大きいことから、関係機関等は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者、占有者としてその権限を有する者、危険物を移送運搬中の者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、災害発生と同時に直ちに次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

ア 連絡通報

- (ア) 災害発生時には直ちに119番通報し、消防本部に連絡する。
- (イ) 災害が発生した付近の住民並びに近隣事業所に通報する。
- (ウ) 責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

イ 初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先し、誘発防止に最善の方途を講じる。

- (ア) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
- (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 異常が認められた施設の応急措置

ウ 医療救護

事業所内の救護班により応急救護を実施する。

エ 避難

事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

オ 住民救済対策等

被災地区の僅少なものは、事業所自体の保証で救済する。

(2) 市、県、事業所、その他公共機関等

災害の規模、状態によって、市、県その他公共機関は相互の密接な連絡体制のもと、次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

市は情報の収集、報告等の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 災害広報

災害による不安、混乱を防止するため、各機関等は、相互協力して広報活動を行う。

ウ 救急医療

傷病者等の救出は、当該事業所、消防本部、警察署、医療機関その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施し、必要に応じて応援を求める。

エ 消防応急対策

消防本部及び消防団は、危険物の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて他の消防機関及び県に応援を求める。

オ 避難

市長は警察と協力し避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

カ 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに、被災地における社会秩序の維持に万全を期するものとする。

キ 交通応急対策

交通の安全、緊急輸送確保のため、道路管理者、警察署、その他の機関により被災地域の交通対策に万全を期するものとする。

2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

高圧ガス及び火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所は、災害に際し住民の生命、身体及び財産を保護するため、高圧ガス施設及び火薬類保管施設の所有者、占有者又は管理者はもちろんのこと、関係機関は相互に緊密な連絡をとり、迅速に活動を開始し、被害の拡大防止や軽減に努める。

- (1) 災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、施設の管理者は、消防機関等と連絡を密にして迅速かつ適切な措置を講ずる。
- (2) 爆発火災又は可燃性のガス漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。
 - ア 負傷者等の救出及び救護
 - イ 立入禁止、警戒区域の設定及び交通規制
 - ウ 避難誘導、指示及び群衆整理
 - エ 消火及び防火、防爆活動
 - オ 火気使用禁止等の広報活動
 - カ 緊急輸送路の確保
 - キ 引火性、発火性、爆発性物質の移動

3 毒物劇物災害応急対策

毒物又は劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所は、災害に際し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次に掲げる措置を講ずるものとする

- (1) 災害発生時における毒物劇物の事故発生の場合は、取扱者において回収、その他危険防止に必要な措置を講じるとともに所轄の広島県西部保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。(毒物及び劇物取締法第16条の2)
- (2) 市、県及びその他防災関係機関は、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、次の措置をとるものとする。
 - ア 災害の拡大を防止するための消防活動
 - イ 負傷者等の救出救護
 - ウ 立入禁止及び警戒区域の設定
 - エ 避難誘導及び指示
- (3) 市は広島県西部保健所、県、警察署の協力を得て、毒物劇物等の流出状況について速やかに広報活動を行い、関係住民に注意を与え、飲料水等に危険を及ぼす場合には、下流区域の各機関に直ちに連絡する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

地震・津波時における、住民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警察及び海上保安署は、それぞれの所管に関わる警備活動を実施する。

また、警察及び道路管理者等は、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止するとともに、障害物の除去等を行い、交通の確保に努めるものとする。

1 警備対策

(1) 警察の活動

大竹警察署は、警察法（昭和29年法律第162号）及び災害対策基本法等に基づき、関係機関と連携して、おおむね次の活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視等
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 海上保安署の活動

岩国海上保安署は、海上における治安を維持するため、関係機関と連携して、おおむね次の活動を行う。

- ア 情報の収集及び情報連絡
- イ 警報等の伝達
- ウ 海難救助等
- エ 緊急輸送
- オ 物資の無償貸与又は譲与
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

- キ 海上流出油等の防除
- ク 海上交通安全の確保
- ケ 海上における警戒区域の設定
- コ 海上における治安の維持
- サ 海上等における危険物の保安措置

2 道路交通対策

災害時の道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送、その他救援救護活動を実施するうえでの基礎をなすものであり、極めて重要である。

また、災害時の交通安全の確保のためには、交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等が必要であることから、それらの事項について定めるものとする。

(1) 緊急交通路の確保

災害時の緊急輸送の範囲はおおむね、消防・救急のための要員・資機材・車両、救援物資、応急対策用資機材、医療（助産）救護を必要とする人、その他必要な物資・人員である。

あらかじめ指定しておいた緊急交通路は、状況に応じて障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路よりも優先して行い、防災対策関係機関が効率よく活動できるように、状況に応じて緊急交通路として確保する。

ア 緊急交通路については、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

イ 道路上の障害物を除去し、緊急交通路を確保する。

ウ 亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急輸送の確保に努める。

(2) 交通規制の種別

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

道路管理者は、道路の破損又は欠損等で交通が危険と認められるときは、道路構造を保全し、又は交通の危険を防止するために、区間を定めて通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

また、道路管理者が命じた道路管理員は、道路の破損又は欠損等で交通が危険と認められるときは、必要な限度において一時的に道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

(ア) 県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通整

理、歩行者又は車両等の通行禁止、交通規制を行うものとする。

(イ) 警察署長は、上記(ア)のうち適用期間の短いものについて、歩行者又は車両等の通行禁止、交通規制を行うものとする。

(ウ) 警察官は、道路の損壊、火災の発生等により道路において交通の危険が認められ、緊急の必要があると認められるときは、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 規制の区分

規制の実施は国道、県道及び市道の区分によって行うものとする。ただし災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係する道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が講じられるよう配慮して行う。

(4) 発見者等の通報

災害時に道路施設の被害、その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は本部に通報する。通報を受けた者は、道路管理者に速やかに通報する。

(5) 実施要領

災害の発生が予想され又は発生した時は、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され又は被害が発生した時は、関係機関に通報するとともに本部は直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく規制、災害対策基本法第60条により避難の指示又は同法第63条により警戒区域を設定し立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法による応急的な規制を行う。

(6) 規制の標識等

交通規制を実施した時は規定の標識を立てる。ただし緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能な時は、適切な方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等に当たる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法により規制を実施した時は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式方法により標示し、災害対策基本法により規制した時は、災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2に定める様式によって標示する。

イ 規制条件の表示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区域又は区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

ウ 迂回路の表示

規制を行った時は、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(7) 報告等

各機関は、規制を行った場合、次の事項を明示して報告又は通知を行う。

- ア 禁止制限の種別と対象
- イ 規制する区域又は区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

(8) 道路上の障害物除去等

ア 道路管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等という」）は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急通行路の指定に係る連絡を受けたときは、通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

イ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

ウ 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じると認めるときは、所有者又は管理者に対して当該車両その他の物件を道路外の場所に移動させ又は必要な措置をとることを命じるものとする。

エ 警察官は、上記イの場合において、措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は措置を命ずる相手が現場にいないときは、警察官自ら当該措置をとるものとする。

この場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、その車両及び物件を破損することができる。

オ 災害派遣された自衛官及び消防吏員は、警察官がその現場にいない場合でありかつ、自衛隊用緊急通行車両若しくは消防用緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じると認められるときは、上記イ及びウの措置をとることができる。

3 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、別記1、2のとおりである。

(1) 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規程に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

- a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・ 地震予知情報の伝達及び避難指示等に関する事項
 - ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

- (ウ) 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両

- a 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
 - ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

b 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、アの（ア）のbのとおり標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

イ 事前届出に関する手続き

（ア）事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

（イ）事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

（ウ）事前届出に必要な書類

- ・ 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- ・ 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ・ 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通・別記3のとおり）

ウ 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

（ア）事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

（イ）届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

（2）災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に、指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。

この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先（1）のイ（ア）、（イ）と同様とする。

オ 事前届出に必要な書類

- (ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
 - a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）
 - d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。）
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。
- (イ) 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記4のとおり）

(ウ) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

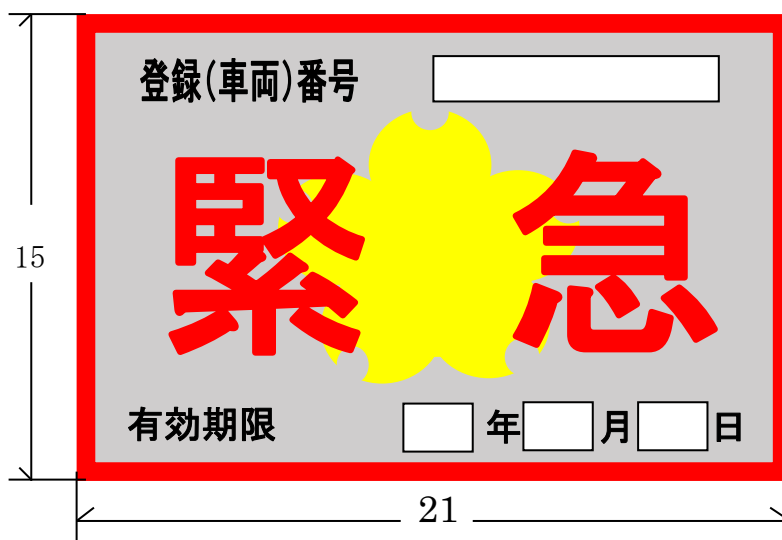
カ 規制除外車両事前届出済証の交付等

(ア) 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記1



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さ単位は、センチメートルとする。

別記2

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		広島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記3

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。
	氏名	
出発地	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 [1] 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 [2] 緊急通行車両等が廃車となったとき。 [3] その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記4

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。	
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。
	氏名	
出発地	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 [1] 規制除外車両に該当しなくなったとき。 [2] 規制所が車両が廃車となったとき。 [3] その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

4 ヘリコプター緊急離着陸場の開設

車両による輸送が不可能になった場合には、状況に応じて空路による緊急輸送を想定したヘリコプター緊急離着陸場を開設するものとする。

(1) 開設の決定

ヘリコプター離着陸場の開設は、広島県からの指示又は本部からの指示による。

(2) 開設場所

あらかじめ指定した離着陸場を使用するものとするが、指定していた離着陸場が使用不能な場合は、以下の条件の場所において開設するものとする。

ア 障害物等がある場合、当該障害物を除去し、離着陸の可能な状態にある場所を確保する。

イ 舗装された場所が最も望ましい。

ウ グラウンドの場合、板、トタン、砂塵等が舞い上がらないように処置する。乾燥している時は、可能ならば十分に散水をする。

エ 草地の場合は、硬質で低い草地であること。

5 海上交通の確保

災害対策関係機関等は密接な連絡、連携を図り、港内の状況に関する情報を積極的に収集し、港内船舶交通の安全を確保するものとする。

(1) 小方港又は東栄地区公共埠頭用地を利用した船舶による輸送を確保する。

(2) 災害時には、東栄地区公共埠頭用地を利用した海上輸送を行う。

(3) 岩国海上保安署は、必要に応じて次の措置をとる。

ア 津波による危険が予想される港や沿岸付近にある船舶に対する避難勧告

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理指導

ウ 船舶交通の制限、又は禁止

エ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件の除去命令又は勧告

オ 船舶等へ船舶安全運航上必要と思われる情報の提供

第2項 輸送計画

地震・津波が発生した場合、市は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送に万全を期するため、緊急輸送体制の確立を図る。

1 輸送手段の確保

応急対策に必要な要員・物資等の他に救護や救出された被災者等を迅速かつ確実に目的地や施設等に輸送・搬送するため、必要な輸送手段を確保するべく

調達先を定めておくものとする。

(1) 輸送手段の確保

災害輸送のため、移送人員・物資数量又は緊急度に応じおおむね次の順序により車両を借り上げ又は移送を依頼する。

ア 資材等輸送

- (ア) 市有車両
- (イ) 市内事業所車両
- (ウ) 事業用車両及び県関係機関車両
- (エ) その他自家用車等

イ 人員移送

- (ア) マイクロバス
- (イ) 市内事業所車両
- (ウ) 事業用車両及び県関係機関車両
- (エ) その他自家用車等

(2) 営業用定期路線の被害、交通状況を勘案し、必要に応じ代行（折り返し運行、迂回路等）運行について事業者に指導又は協力する。

(3) 平常時において、緊急輸送確保のため事業者所有車についての出動要請計画を樹立しておくものとする。

(4) 災害時において、緊急輸送確保事務のため、必要に応じ関係する管理者係員又は担当者を本部に駐在依頼を行い円滑に処理する。

(5) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんを要請する。

ア 輸送区域及び借り上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両、船舶等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量

カ その他必要事項

2 輸送の方法

災害輸送は、車両、船舶、飛行機、ヘリコプターなどによるものとし、各関係機関と協議して行うものとする。ただし、空路輸送等については、県関係地方機関を通じて基本編第3章第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」及び第3章第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。また、車両等による輸送が不可能な時は、人力により輸送するものとする。

輸送のための労力の確保は、基本編第3章第3節第1項「組織、動員計画」に定めるところによる。

3 燃料確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入する。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能な時は、隣接市町で調達する。

4 港湾の輸送活用

本市は山地が市街地に迫っている地形的条件であることから、陸路による輸送態勢に困難な事態が生じることも予想されるため、小方港又は東栄地区公共埠頭用地を活用した海上からの輸送態勢をとるものとし、その活動について定めることとする。

(1) 輸送港湾の設置

地震による災害発生に対して、道路の被害状況等の判断により、海上輸送の受入れ等の中心を小方港又は東栄地区公共埠頭用地とした設置を図る。

この場合、事前に港湾管理者による港湾施設の安全性の確認を踏まえておくものとする。

(2) 輸送港湾としての整備充実

小方港又は東栄地区公共埠頭用地を利用し、海上からの応急活動を円滑に行うため、必要な資機材、医薬品、食料等の備蓄を行うべく備蓄施設の設置を検討する。

第3項 在港船舶対策計画

地震による津波又は高潮が予想される場合における、船舶交通の安全及び、在港船舶の安全整頓を図るための計画である。

1 実施方法

(1) 移動命令

岩国海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律第174号）第9条、第39条第3項及び第45条の規定により、港湾に在港する船舶に対して移動等を命ずる。

(2) 勧告

岩国海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、港則法第39条第4項

及び第45条の規定により、港湾に在港する船舶に対して勧告を行う。

2 関係機関の協力

市、警察、港湾管理者及びその他の関係者は、岩国海上保安署の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第9節 避難収容及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

大地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合、危険区域にある住民に対して避難を指示等し、安全に避難させるとともに避難誘導、避難場所等の運用に関し必要な事項を定める。

1 避難の指示等

市及び防災関係機関は緊急時に際し、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の指示等を行う。

避難の指示等を行う根拠となる法律は、災害対策基本法の他にも、水防法、地滑り防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。

災害対策基本法にしたがって「避難の指示等を行う実施責任者」、「避難の指示等を措置する場合」等について整理すると、次のようになるが、指示等を行ったときは、関係機関は相互の連絡を行うものとする。

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第60条第1項及び第2項
県 知 事	同上的場合 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法第60条第6項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	立退きを指示し、必要があると認めるときは、立退き先を指示する。	災害対策基本法第61条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 市長又は委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	同 上	災害対策基本法第63条第2項

自衛隊	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	災害対策基本法 第63条第3項
-----	--	----	--------------------

2 避難計画の内容

原則として避難を必要とする事態の最終的な判断は、防災関係機関からの要請も踏まえて、本部長が行うことになるが、状況によりさまざまな場合が想定される。実際に行われる場合を想定してまとめると、以下のとおりである。

(1) 避難の指示等を行う時

- ア 河川の上流が地震被害を受け、下流区域において浸水の危険があるとき
- イ 地震により火災が発生し、拡大する恐れがあるとき。
- ウ 地震により爆発の恐れがあるとき。
- エ 地震によりガスが流出拡散し、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時。
- オ 地震により地すべり、がけ崩れ及び土石流等が発生し、周辺地域の住民に対し著しく危険が切迫しているとき。
- カ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- キ 大津波警報・津波警報を覚知した場合、又は津波の発生の恐れがあるとき。
- ク その他、住民の生命又は身体を災害から保護する必要があると認められるとき。

(2) 地震発生後の降雨による避難の指示等を行う時

地震発生後の降雨による避難の指示等の基準は次のとおりとする。この際、地震による地盤の緩み等を勘案し、広島地方気象台から暫定基準による運用が通知される場合がある。

ア 高齢者等避難の基準

- (ア) 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所、又は両国橋観測所において避難判断水位（小川津観測所（5.7m）、両国橋観測所（4.4m））を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。
- (イ) 土砂災害危険度情報で、1時間から2時間後までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される時。（危険度を表す1キロメッシュ内の色が赤色から紫色に変わったとき。）

イ 避難指示の基準

- (ア) 小瀬川流域において、小瀬川水位観測所の小川津観測所、又は両国橋観測所においてはん濫危険水位（小川津観測所（6.2m）、両国橋観測所（4.9m））を超え、今後さらに水位が上昇する見込みがあるとき。または、小瀬川流域において、水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達する恐れが

高い場合。(越水、溢水の恐れのある場合。)

(イ) 土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害危険度情報で、すでに土砂災害警戒情報の基準に到達しているとき。(危険度を表す1キロメッシュ内の色が濃い紫色に変わったとき。)

ウ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 避難の指示等の対象者

避難の指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(4) 避難の指示等の内容

避難の指示等は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域(町名、施設名等)
- イ 避難の理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ウ 避難先及び避難経路(安全な方向及び避難場所の名称)
- エ その他(避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難等)

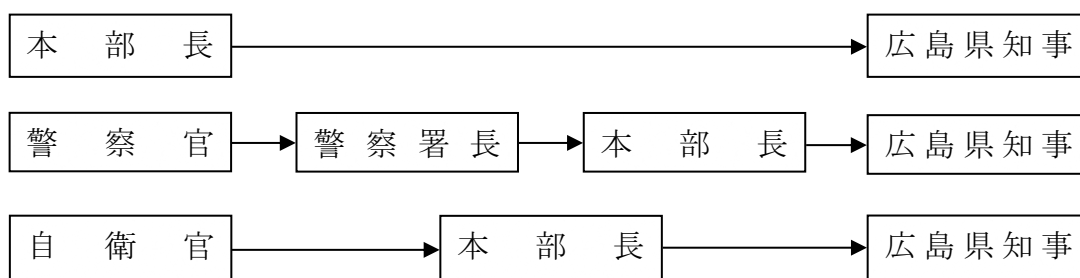
(5) 避難措置及び解除の周知

ア 住民への伝達

避難の指示等の住民への伝達は、関係機関の協力を得て、防災行政無線、広報車、職員による徒歩連呼その他により、住民に十分周知できるようあらゆる手段を講じる。避難の必要がなくなった時も同様とする。

イ 関係機関への伝達・周知

避難の指示等を行った者は、次の連絡系統により、避難措置及びその解除について、直ちに必要な事項を通知する。



3 避難の誘導

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく、避難の安全を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、市職員若しくは各施設管理者が、警察官、消防団員、住民の協力を得て実施する。

(1) 避難順位

- ア 高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、妊婦等いわゆる要配慮者及びその介助者
- イ 災害活動従事者以外の者
- ウ 災害活動従事者

(2) 避難準備及び携行品等の制限

- ア 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- イ 家屋の補強、及び家財の整理をする。
- ウ 避難者の携行品について次の措置をとる。

(ア) 緊急の場合

現金、貴重品以外の日用品、身の回り品を最小限にする。

(イ) 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲にする。

(3) 避難経路の選定

避難経路は、避難場所に通ずる道路又は緑道であり、要配慮者への対応も考慮して安全に避難できるものであることとする。

- ア 避難者は、緊急時の混乱を避けるため原則として徒歩による避難をするものとする。(地震発生直後は公安委員会による緊急措置として、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することがある。)
- イ 避難経路には消防団員、警察官等を配置する。
- ウ 必要に応じ誘導標識、誘導燈、誘導柵を設ける。
- エ 避難経路上の障害物件等を除去する。

(4) 避難者の確認

- ア 避難の指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きの遅れた者等の有無の確認に努め救出する。
- イ 避難の指示等に従わない者については、極力説得に努め、任意で避難するように指導する。

4 要配慮者の安全避難

学校、保育所、認定こども園、病院等の施設の管理者は、あらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。

(1) 小・中学校等の児童、生徒（以下「児童等」という。）の集団避難

ア 避難誘導

(ア) 学校長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 教職員は学校長の指示を的確に把握し、校舎配置別又は学年別等を考慮

し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校舎内または校舎外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

(ア) 学校長は職員及び児童等に対する避難の指示は非常ベル又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。

(イ) 学校長は職員及び児童等に対する避難の指示を発した時は、ただちに市教育委員会、警察署、消防本部にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

(ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け、安全な経路を選定する。

(イ) 引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

(ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。

(エ) 浸水地域等を移送する時は、ロープ等を利用する。

(2) 保育所、認定こども園・幼稚園の乳幼児の集団避難

ア 避難誘導

(ア) 所長及び園長（以下「所長等」という。）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ保育士及び職員（以下「保育士等」という。）に適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 保育士等は、所長等の指示を的確に把握して、庁舎配置別又は年齢別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に庁舎内または庁舎外の安全な避難場所に誘導する。

イ 避難指示の周知

(ア) 所長等は、保育士等及び乳幼児に対する避難の指示を行う時はサイレン又はマイク等によりその旨周知の徹底を図る。

(イ) 所長等は、乳幼児に対する避難の指示を発した時は、ただちに市、警察署、消防本部にその旨連絡する。

ウ 移送方法

別に班を編成し、保育士等は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

(ア) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避け安全な経路を選定する。

(イ) 引率責任者はメガホン、携帯マイクを所持する。

(ウ) 感電、水没等の事故防止に努める。

(エ) 浸水地域等を送送する時は、ロープ等を利用する。

(3) 病院

ア 避難誘導

院長又は病院管理者（以下「院長等」という。）は、構内外の火災、その他災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、病院で設置する自主組織によりあらかじめ担架及びベッド等で送送する患者と自力で避難することが可能な患者とに区別し、適当な人数ごとに編成し、医師、看護師、その他の職員が引率して、病院が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

イ 誘導指示の周知

院長等は、職員及び外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

ウ 送送の方法

(ア) 院長等は自主組織で定める班編成により、迅速に、安全な場所へ誘導をするため、避難経路を指定し、入院患者を院外の安全な場所まで送送する。

(イ) 院長等は、院外への患者送送について、自力で歩行不可能な患者については、担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て送送を行う。

(ウ) 院長等は、避難誘導を終結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

エ 避難場所及び備蓄について

院長等は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、送送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、手押車等を備蓄しておく。

(4) ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者、障害者等

近隣の住民の協力を得て避難することになるが、これら要配慮者の避難計画については本編第3章第17節「要配慮者応急対策計画」に定めるところによる。

5 指定避難所の開設

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは、避難指示等が発令され住民が避難を行う場合、宿泊・給食等の一時的収容保護を実施するため、指定避難所を開設する必要がある。指定避難所の設置場所は、市があらかじめ指定する避難場所一覧表（資料編 別表7参照）に基づき、被害の状況に応じて決めるが、開設の実務については、本部が複数の職員を派遣して担当させる。ただ

し、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者・勤務職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

(1) 指定避難所の開設

ア 指定避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。

イ 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部からの指示がなくても避難の必要が生じると自主的に判断した時は、居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、指定避難所開設の準備を行う。

ウ すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館等広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

(2) 指定避難所開設の報告

指定避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、本部に無線若しくは電話等によりその旨を報告する。本部は、県知事、警察署、消防等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

(3) 指定避難所内事務所の開設

指定避難所内に「事務所」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

(4) 指定避難所内の区画の指定

避難した住民の受け入れは、可能な限り地域ごとにスペースを設定し、自主防災組織及び自治会等を中心とした住民による自主的な運営となるよう配慮する。

(5) その他

担当職員は、上記に示すものの他、不測の事態が生じたときは、本部に連絡をし、対応するものとする。

6 指定避難所の運営

指定避難所の開設期間は、原則として7日以内と災害救助法に定められている。ただし、状況によっては、県知事の承認を得て延長する場合も想定される。

短い期間であっても、避難所は生活の拠点を失った住民が生活する場所となるため、衣・食・住のあらゆる分野にわたるきめ細かい対応が必要となる。

運営は、原則として市職員が担当するが、全てを職員だけで対応するのは困難であり、自治会等の地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れていく必要がある。

(1) 指定避難所の円滑な運営

指定避難所を円滑に運営するため、以下に示す事項を行う。

ア 避難者名簿（カード）の作成

- イ 居住区域の割り振り
- ウ 食料、生活必需品等の請求、受取、配給
- エ 指定避難所の運営状況の報告（適宜）
- オ 指定避難所運営記録の作成

（2）指定避難所の管理

- ア 指定避難所等において良好な生活環境を維持するため、施設の衛生保全に努め、救護所の設置等必要な体制を確保するとともに、特に避難が長期化する場合は、避難者のプライバシー確保に配慮する。
 - イ 高齢者、障害者等の指定避難所での健康相談等を行う体制を確保し、健康状態の把握に努める。
- ※ 指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務は、本編第5章第5節5（8）ア指定避難所の管理運営」で定める。

第2項 広報・被災者相談計画

地震・津波発生時において、市は、住民に対し無用の混乱を避けるため、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消に努める。また、精神的に不安定な住民に対しては、被災者相談を行い、被災住民の相談、要望等に対し早期解決に努めるものとする。

なお、住民への情報伝達にあたっては、報道機関の協力を得るものとする。

1 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要となる。

また、本市に係る災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ的確に広報を行い、人心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

（1）広報の内容

広報する事項、内容事例を状況ごとに示すと、以下のとおりである。

- ア 災害発生直後の広報
 - （ア）津波に関する予警報及び情報
 - （イ）地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
 - （ウ）避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
 - （エ）医療、救護所の開設に関する情報
 - （オ）災害発生状況に関する情報

- (カ) 出火防止、初期消火に関する情報
- (キ) 臨時災害FM局によるラジオ放送
- (ク) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (ケ) その他安心情報等必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- (ア) 食料、水、その他生活必需品等の供給に関する情報
- (イ) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (ウ) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 住民の安否に関する情報
- (ケ) 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (コ) 災害廃棄物等の処理に関する情報
- (サ) その他生活情報等必要な情報

(2) 広報の方法

状況を住民に周知徹底するとともに、協力を依頼するものとし、実施方法については、以下のとおりである。

ア 防災行政無線による広報

イ 窓口による広報

ウ 広報車、ハンドマイク等の利用

エ 立看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報

オ ビラ配布等による広報

カ 自主防災組織、自治会等を通じた広報

キ 県に対する広報の要請

ク 報道機関への情報提供、放送要請

ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報

コ 防災メール、緊急速報メールによる広報

サ ホームページ等のインターネットを活用した広報

シ Lアラート、Jアラートによる広報

(3) その他各機関には、電話、無線、自動車等で情報連絡を保つ。

(4) 報道機関より情報の提供依頼があった場合、これに協力する。

(5) 今後の目標とする広報体制

災害時には情報が錯綜し、通常通信体系が支障を来す。そのため、双方向の

会話を必要としない情報伝達は、極力FAXを使い、通信対象に送信する。

ア 無線の必要性

インターネットや携帯電話等の公衆回線網は、被災による通信ケーブルの断線や電源喪失、輻輳の危険性があることに加え、防災通信網を有線と無線で二重化することにより耐災害性の向上を図るため、防災行政無線を利用する。

イ 情報通信の積極的利用

インターネット等を活用した通信手段の積極的利用

ウ 無線FAX利用による同時送信の積極的利用（送信先の無線FAX番号の事前登録）

エ 市役所内における臨時災害放送局の開設

災害時に、臨時FM放送を可能とする臨時災害放送局の設置を速やかに要請するため、中国総合通信局との連携を図る。

オ 情報の集中による一元化

正確な災害情報を把握し、伝達するため、本部総務部に災害情報担当を置き、情報の集中を図る。

2 被災者相談活動

災害発生後、精神的に不安定な状態にある住民に対しては、その不安を解消するためのさまざまなケアサービスが必要となる。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品等、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情等に関する広聴活動を関係機関とともに展開し、被害の実情に応じたきめ細かな災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 本部に被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- (2) 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。
- (3) 避難所等に相談所が設置されない時は、各避難所の責任者が相談等に応ずる。
- (4) 広報車又は二輪車等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

3 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

地震・津波時における被災住宅の入居者に対する住宅応急対策は、災害救助法を適用した場合は一時的に公共施設等を利用した避難所に収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

また、市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

なお、本市のみでは実施が困難な場合は、県に対し、必要な支援の要請を行う。

(2) 実施内容

- ア 災害救助法第23条第1号に規定する収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与（仮設住宅の建設及び供与）
- イ 市営住宅等の一時的供与
- ウ 災害救助法第23条第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理
- エ 民間賃貸住宅の情報提供等
- オ 被災建築物応急危険度判定の実施
- カ 被災宅地危険度判定の実施

(3) 応急仮設住宅

ア 供与対象者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

イ 建設場所

応急仮設住宅の建設場所については、次の事項等を考慮し、選定するものとする。

- (ア) 原則として、市有地又は公有地とすること。やむを得ず私有地に設置する場合は、後日問題が起こらないよう十分協議すること。
- (イ) 飲料水が得やすい場所であること。
- (ウ) 保健衛生上、適当な場所であること。
- (エ) 交通の便のよい場所であること。

(オ) 教育等に問題のない場所であること。

ウ 設置戸数

応急仮設住宅の建設戸数の決定にあたっては、県知事は、市長の意見を聞き決定するものとする。この場合、別途確保し供与する市営住宅等の状況を勘案するものとする。

エ 供与期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

オ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、当該市長の協力を得て、県知事自ら実施するものとする。

(4) 住宅の応急修理

ア 修理対象者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

応急修理を受ける者の選考にあたっては、被災者の資力、福祉面、その他生活条件等を十分調査して優先度を付け決定する。

エ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合には、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

2 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めて

おくものとする。

- ア 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
- イ 建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- エ 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 建築判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）建築判定実施の事前準備

- ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- イ 市は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

（3）応急危険度判定の実施

- ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を県知事に要請することができる。
- イ 市及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ウ 市及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

（4）県との連絡調整等

- ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、県知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

3 被災宅地危険度判定

地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

（1）事前対策

市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めるものとする。

- ア 宅地判定実施の決定と被災宅地危険度判定実施本部（以下「宅地判定実施本部」という。）の設置
- イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準
- エ 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
- オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、広島県土砂災害危険区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

（3）宅地判定の実施

ア 市長は、大地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

イ 被災の規模等により市単独で宅地判定の実施が困難と判断した場合、市長は、必要な支援を県に要請する。

ウ 市及び県は、宅地判定士等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

（4）県との連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告

するものとする。

4 建設資材の調達確保

災害時における建設資材等については、地元業者で調達し、調達できない場合は他の市町の業者により調達するものとする。

5 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第10節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

市は、地震・津波発生後における被災者及び災害応急対策に従事する者に対し、必要な食料の確保に努め、その供給を確実に期するものとする。

1 災害救助法が適用された場合

食料の供給は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 供給対象者数及び数量の把握

災害時における米穀等の必要量を迅速かつ確実に計算し、調達を行うよう、次のとおり定める。

ア 避難所については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。

イ 在宅者については、関係機関及び自主防災組織、自治会等の協力を得て把握する。

ウ 災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て把握する。

(2) 食料供給の適用範囲

ア 避難所に受入れされた者

イ 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）

エ 旅館やホテルの宿泊人及び上記イ、ウの住家への宿泊者、来訪者

オ 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって食品給与を受けることが期待できない者

(3) 食料供給の方法

ア 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び食品給与に必要な副食や調味料の確保と供給に努めるものとする。

なお、必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、県知事又は相互応援協定市町等に対して応援を要請するものとする。

イ 市長は、県知事等から食料供給を受けたときは、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

ウ 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、食料調達のた

め、市内各食品業者とあらかじめ協定を結んでおくものとする。

エ 食品給与実施責任者は本部とし、指定避難所で供給する。

なお、災害の規模等状況に応じ、自主防災組織、自治会及び旅館、飲食店等給食業者に協力を要請し、円滑に供給できるようにするものとする。

また、県知事等から食料供給を受けたときは、自主防災組織や自治会等の協力を得て、指定避難所等の適当な場所で配給する。

(4) 用途及び経費

原則として、県の災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）に定める用途及び支出限度額の範囲で行う。

(5) 適用期間

災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は、県知事の承認を得て期間の延長を行う。なお、り災者が一時縁故地等へ避難する場合には、3日分以内を現物により支給する。

2 炊出しの実施

炊出しは、市給食センター又は指定避難所等で実施するものとし、災害の状況に応じてその全部又は一部を開設する。

なお、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第2項 給水計画

地震・津波災害が発生し、水道施設の損壊等により生活に欠くことのできない飲料水が枯渇・汚染した場合のために、飲料水供給体制の確立を図る。

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できない時は、県又は日本水道協会広島県支部および岩国市の協力を得て実施する。

1 事前対策

市は、地震・津波災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震・津波災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にするとともに、緊急対応体制の確立に努める

ものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、優先的給水を実施できる体制を整える等、十分配慮しておくものとする。

2 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源から給水トラック又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地への給水トラック等の応急給水地として、三ツ石調整池に応急対策用給水口を設置している。また、広島県三ツ石浄水場も応急給水が可能である。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、安全を確認する。

3 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。従って、自分の井戸が汚染しても、近所から水が得られるような者は対象とはならない。

4 給水方法

- (1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、ただちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては必ず消毒の強化を実施し、かつ、残留塩素の確認を怠ってはならない。

- (2) 三ツ石調整池（非常時対応容量 1,100 m³）から給水トラック及び給水容器で拠点給水箇所に輸送する。
- (3) 給水にあたっては、事前に広報車、防災行政無線等により給水の方法、場所、給水時間帯等その他必要事項を住民に周知する。
- (4) 災害の規模により、1戸当たり給水量を制限し、多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。

なお、被災者に対する1日1人当たりの給水の量は3ℓ以内とし、医療機関や福祉施設等緊急性の高いところを重点とした給水を実施する。

- (5) 必要に応じて、県の協力を得て、水質検査等を実施する。
- (6) 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、次の事項を示して県又は日本水道協会広島県支部および岩国市に対して、応援等を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水場所

- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両を借り上げるときは、その必要台数
- (7) 市は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。
- ア 公共施設や避難場所等の拠点給水箇所を設置し、給水トラック等による応急給水を実施する。
 - 特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
 - イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
 - ウ 給水用資機材の調達を行う。
 - エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
 - オ 本市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。
 - カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
 - キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
 - ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

5 災害救助法が適用された場合の供給

災害のため、市における給水施設等がすべて汚染し、飲料水が得られない場合には、県は、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するものとする。

(1) 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を受けて延長することができる。

(2) 飲料水供給のための費用

飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、県知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、すべて市の負担になるものであること。

6 優先給水

災害のため、災害拠点病院や透析医療機関等が断水した場合で、優先的な給水が必要と認めるときは、各機関からの要請に基づき、応急給水を実施する。

なお、給水方法等については、別途当該医療機関と協議し、給水確保計画等を定めるものとする。

第3項 生活必需品供給計画

地震・津波災害のため、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他衣料を含む生活必需品等を喪失、又はき損し、これらのものを直ちに入手することができない状態にある者に対し、生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

1 災害救助法が適用された場合

(1) 実施機関

衣料、生活必需品等の給与又は貸与は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(2) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震・津波により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水等の被害を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(3) 給与又は貸与する衣料、生活必需品等の種別等

配布する生活必需品等の範囲

種 別	品 目
被服	作業服、婦人服、子ども服、下着等（普段着であること）
寝具	毛布、布団等（就寝に必要な最小限のもの）
身の回り品	タオル、くつ、傘等
日用品	石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等
炊事用具	鍋、包丁、バケツ等
食器	茶わん、コップ、皿、はし等
光熱材料	マッチ、懐中電灯、電池等

注：上記の種別は、原則として限定されているが、個々の品目については、被災状況等から特定の品目に重点をおくことができる。

(4) 給与又は貸与の方法

給与又は貸与については、あらかじめ責任分担と協力者を決めて、調達の方

法、順序、配分計画を定め実施するものとする。なお、配分にあたっては、自主防災組織、自治会等を通じて行うものとする。

(5) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

3 物資の確保

防災関係機関や販売業者と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等を把握しておくとともに、物資確保のため必要に応じて市内各業者とあらかじめ協定を結んでおくものとする。

なお、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請するものとする。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

県内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

1 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣

を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

2 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第11節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

地震・津波災害発生時には、水道の断水や下水道管路の被害による汚水のあふれ出し等、感染性疾病が発生するおそれがある。また、生活環境の悪化等により食中毒の発生も懸念される。

このため、大規模災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生及び蔓延の防止、食中毒の発生予防等被災者の衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症の媒体となるねずみ族、昆虫の駆除等の防疫及び保健衛生活動を推進する。

1 実施事項

- (1) 県の指導指示に基づき、清掃、消毒、ねずみ、ハエ、蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。
- (2) 避難場所における防疫を実施する。
- (3) 市独自で処理不能の場合は県関係地方機関、隣接市町、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 防疫業務の実施方法

- (1) 消毒場所
 - ア 宅地及び家屋の内外（台所、便所、寝室等を含む。）
 - イ 畳、敷物、寝具衣類等
 - ウ 床下
 - エ 汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
 - オ その他状況により藪、草むら等
- (2) 消毒方法
 - ア 薬品消毒
 - イ 焼却
- (3) 昆虫等の駆除方法
 - ア 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
 - イ 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
 - ウ 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。
- (4) ねずみ族の駆除方法
 - ア 殺鼠剤又は捕鼠器によりねずみを駆除する。
 - イ 棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
 - ウ 食物の残廃物等を適切に処理する。

エ ねずみ族の出入りを防止する設備を設ける。

3 防疫活動の実施要領

(1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、広島県西部保健所等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2) 県知事の指導及び指示等

県知事が感染症予防上必要と認めて次の命令、指示及び指導を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄等に係る必要な措置に関する指示

エ 法第31条第2項の規定による家庭用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

(3) 防疫活動に必要な人員資機材の確保

ア 人員

市長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇上げるものとする。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借入を図るものとする。

ウ 車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借上げるものとする。

エ 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県健康福祉局に周旋を要請するものとする。

(4) 感染症患者発生時の処理

市長は、県知事の指示に基づき大竹市を管轄する西部保健所の指示に従う。

4 防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録し、必要に応じ、広島県西部保健所及び県関係地方機関に報告するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 防疫経費所要額
- (4) 防疫措置の指示に関する事項
- (5) 防疫作業日誌
作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

5 衛生教育及び広報活動

- (1) リーフレット、ポスター等により災害時における感染症予防に関する注意事項等を周知する。
- (2) 報道機関等の協力を求めて、感染症予防に関する広報活動を行う。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

地震・津波災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上許されないことであり、混乱時に人心の安定を図る上からも早急を実施する必要がある。

このため市は、県及びその他防災関係機関と緊密な連絡をとり、遺体の搜索、取扱い及び埋火葬等を迅速に実施する。

1 災害救助法が適用された場合

遺体の搜索、処理及び埋火葬は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

- (1) 遺体搜索の実施基準
 - ア 行方不明の状態にあるもので周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
 - イ 死亡した原因の如何を問わない。
 - ウ 市は、警察と協力して消防団及び地域住民、その他の団体等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施する。
 - エ 死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象になる。
 - オ 遺体の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、真にやむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

(2) 遺体処理の実施基準

ア 岩国海上保安署、大竹警察署

- (ア) 遺体の見分、検視を行うとともに市と連絡をとり所要の措置を行う。
- (イ) 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

イ 市

- (ア) 遺体について医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (イ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (ウ) 死亡者が多数のため、遺体の身元を識別するのに相当の時間を必要とする場合は、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで病院、寺院、仏閣等の施設を借上げ、又は野外に天幕を設置して遺体の一時保存を行う。

ウ 遺体の処置、一時保存等の経費は災害救助法の基準に準ずる。

エ 遺体の処置に要する期間は、災害発生から10日以内とする。ただし、真にやむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

(3) 検視場所の確保等

災害により多数の死者が発生した場合、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

(4) 遺体の移動制限

法第30条による遺体の移動制限等

ア 県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、県知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(5) 埋火葬の実施基準

ア 災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱時のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合。

- イ 埋火葬により行い、遺族に棺、骨つぼの支給等現物給付を行う。
- ウ 事故死、身元不明の遺体については、警察機関から引き継いだ後に埋火葬する。
- エ 身元が判明しない者については行旅死亡人として取扱う。
- オ 費用限度は災害救助法の基準に準ずる。
- カ 死亡者が多数発生し、市の施設のみでは埋火葬が困難と予想される場合は、あらかじめ協定を締結した近隣市町に依頼し、適切な手段で搬送し、埋火葬を行う。
- キ 埋火葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、真にやむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

2 漂着遺体の取扱い

- (1) 遺体が被災地から漂着してきたものであると推定できる場合は、身元が判明している場合と同様の取扱いをし、身元が判明せずかつ被災地から漂着してきた者と推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めにより処理する。
- (2) 費用については、災害救助法の基準に準ずる。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第12節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

地震・津波によって被害を受けた公共施設等の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施策を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障のないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

1 道路・橋りょう等の応急復旧活動

地震・津波等の災害が発生した場合、道路管理者は所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定等通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急並びに復旧措置を行うものとする。

- (1) 市は、道路の被害状況を速やかに把握の上、当該道路管理者に通報し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (2) 市は、上下水道、電気、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急のため、その暇がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

2 河川及び海岸の応急復旧活動

地震・津波等の災害が発生した場合、河川及び海岸管理者は所管の河川、海岸について、被害状況を速やかに把握し、流域や海岸線に接した地域の安全性の確保を図るため、浸水・氾濫の防止や津波防止等の措置を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、損壊した堤防等の各防災施設については、応急並びに復旧措置を行うものとする。

- (1) 市は、河川及び海岸の被害状況を速やかに把握の上、当該施設の管理者に通報する。
- (2) 河川及び海岸管理者は、堤防等の防災施設の被害状況を速やかに把握し、本部に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、津波等の水防対策に努める。

3 港湾及び漁港の応急復旧活動

地震・津波等の災害が発生した場合、港湾管理者及び漁港管理者は、所管の港湾施設及び漁港施設について被害状況を速やかに把握して本部に報告し、港湾施設及び漁港施設の安全性の確保を図るため、必要な措置を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、損壊した施設等については、応急並びに復旧措置を行うものとする。

4 鉄軌道施設の応急復旧活動

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急並びに復旧措置を行うものとする。

5 砂防設備等の応急復旧活動

市は、砂防設備等の損傷や地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を行うものとする。

6 治山施設等の応急復旧活動

市は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行うものとする。

7 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図るものとする。

8 住民への広報活動

市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報するものとする。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

1 電力施設の応急対策

電力施設を地震・津波災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 災害情報の収集等

非常災害対策組織による情報の収集、検討と指令の早期伝達

(3) 広報活動等

関係官公庁に対する迅速な状況報告を実施し、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。又被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

(4) 災害発生時の動員体制

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては請負工事業者等及び他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(5) 応急対策用資材等

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(6) 本部との円滑な連携

地震・津波発生後の復旧活動は、市民生活の早期再開等に不可欠なことから、電力施設のみならず市街地等の被害状況を把握することによる復旧作業の優先性等を考慮する必要もある。そうした点で本部との連絡態勢を緊密にしておくための必要な措置を講じておくものとする。

2 ガス施設の応急対策

地震・津波時には、各家庭におけるガスの供給は自動的に停止する措置がとられている。応急対策としては地震発生後、ガス施設の損傷により二次災害の発生が懸念されるため、ガス事業者は、配管設備の安全かつ迅速な供給に向けた復旧措置に努めるものとする。

(1) 実施責任者

一般ガス事業者

(2) 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材は、平素から十分な数量の確保と点検を行い、万全な対応を講じておくものとする。

(3) 復旧における施設の点検

老朽化した配管等、常に施設管理の徹底を行うとともに、市街地におけるガス供給の拠点周辺に対する迅速な復旧行動が行えるような態勢づくりを進める。

(4) 災害発生時の動員体制

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては請負工事業者等及び他のガス会社に応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(5) 本部との円滑な連携

地震・津波発生後の復旧活動は、市民生活の早期再開等に不可欠なことから、ガス施設のみならず市街地等の被害状況を把握することによる復旧作業の優先性等を考慮する必要もある。そうした点で本部との連絡態勢を緊密にしておくための必要な措置を講じておくものとする。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 水道施設の応急対策

地震・津波時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害の規模、態様に即した判断のもとに緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧対策を実施するものとする。

(1) 災害復旧用資機材の整備

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において市上下水道局が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町、関係業者から調達して対処する。

(2) 施設の点検

地震・津波発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

ア 取水、送水、浄水施設及び配水池及びポンプ所の被害調査は施設ごとに、速やかに行う。

イ 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、以下の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要送水管路及び基幹配水管路

(イ) 給水拠点に至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

ア 取水施設及び送水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、送水の停止又は減量を行う。

イ 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

エ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(4) 広報活動

地震・津波発生時は、本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、市上下水道局の車両及び職員を動員して広報活動を行う。

4 下水道施設の応急対策

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように下水道施設の被害に対し、応急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 災害復旧用資機材の整備

下水道施設の被害に対し迅速に応急措置を実施するための資機材、工器具等を整備する。

(2) 応急措置

ア 下水処理場およびポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、自家発電設備により運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対処する。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指揮監督をするとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

エ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報活動

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第3項 廃棄物処理計画

地震・津波時には、家屋の倒壊、火災等により、大量のごみ等の廃棄物及びし尿による公衆衛生や生活環境の悪化が予想される。

このため市は、県及びその他防災関係機関と連絡を密にし、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り、並びにこれらの処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生に万全を期するものとする。

1 ごみ及び災害廃棄物の収集

市は、ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込み並びにごみ収集処理見込み量を速やかに把握するとともに、清掃班を編成して迅速かつ適切にごみ及び災害廃棄物の収集を実施し、指定の場所で処理するものとする。

(1) 収集運搬車両

収集にあたっては、市有収集車及び収集業者所有車の車両を使用し収集するものとするが、必要に応じてトラック又はダンプカーを民間事業者から借上げるものとする。

(2) 留意事項

ア 地震・津波災害時には、平常時の生活関連のごみに比べて損壊した家屋・家財道具等の容量の大きい難燃性、不燃性の一般廃棄物が短期間に大量に発生することが予想されるため、市は現行の収集体制や処理方法に加えて、新たな収集方法、集積拠点や最終処分の方法等をあらかじめ検討しておく。

イ 災害により処理が必要となった一般廃棄物を収集、運搬及び処理するとともに、必要に応じて、近隣市町及び関係業者に委託するものとする。

ウ 災害廃棄物（建築物等の倒壊、解体等により生じたガレキ）のうち、産業廃棄物以外の物を収集、運搬及び処理するものとする。

エ 特に道路上に散乱しているごみや損壊し使用不能となった自動車等については、道路交通に支障を来すため、警察署や道路管理者等の協力を得て優先してその処理に当たる。

オ ごみの集積場所や集積方法等が平常時とは大きく異なる場合があるため、広報車等により、被災地周辺の住民等に対し広報活動を行うとともに、ごみを適正に分別し、排出するよう周知に努める。なお、事業者にあつては、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分するものとする。

カ 感染症の予防上から、収集したごみ等によって生じた塵芥や汚泥を焼却又は処分する。

2 ごみ及び災害廃棄物の処理

地震・津波によるライフライン等の被害に伴い、通常のごみ処理が困難となることが予想されるため、市は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るとともに、ごみ及び災害廃棄物の処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施するものとする。

(1) 第一次対策

ア 市は、一般家庭、避難場所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかな処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、住民及び事業所は、ごみの分別排出に努める。

イ ごみ処理施設及び処分場によって、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、市は、公有地等を利用して、臨時のごみ保管場所を確保し、ごみを搬入する。

(2) 第二次対策

市は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみを、ごみ処理施設及び埋立処分場へ逐次運搬し、処理する。

(3) 第三次対策

ア 市は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別収集し、運搬及び処分する。

イ 事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。この場合、市は、処分先等を指示することができるものとする。

ウ 市は、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。

エ 災害廃棄物については、「法令・規則・要領」等に準じて、リサイクルを進めることとする。

オ 災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）等特別管理廃棄物の含まれる建築物の解体、瓦礫の収集、運搬、処分については、法令に則って適正に処理する。

カ 災害廃棄物のうち、被災廃家庭用冷蔵庫・ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を市の災害廃棄物処理事業として実施する場合に

は、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処分を推進すること。

3 し尿処理

地震・津波によるライフラインの被災等に伴い、通常の上尿処理が困難となることが予想されるため、市は、被災地の衛生環境を確保するとともに、避難場所等における上尿処理を的確かつ迅速に行うものとする。

- (1) し尿の収集については、委託業者に依頼するとともに、環境衛生上、支障のない方法で必要に応じて収集し、処理するものとする。又必要に応じ、し尿の収集、運搬の応援を県に依頼する。
- (2) 収集したし尿の処理等を実施する。必要な場合には、近隣市町へ応援を依頼し、し尿の処理を委託する。
- (3) し尿処理施設の損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

(4) 仮設トイレの活用

ア 公共下水道が整備された区域では、下水道及び水道施設の機能が復旧するまで、避難場所等や都市公園等に仮設トイレを設置する。

イ 市は、仮設トイレの調達方法を検討しておくとともに、設置にあたっては、高齢者、障害者等に配慮した仮設トイレを設置するものとする。

ウ 市は、避難者の人数等の状況に応じて仮設トイレを設置し、し尿を的確に収集、運搬及び処分する。

エ 避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、衛生環境の維持に努める。

オ 自宅で生活する被災者は、水道が断水した場合に水洗トイレを使用する時のため、溜め置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレを利用して地域の衛生環境の維持に努める。

カ 県は、本市による仮設トイレの確保が困難と認められる場合には、広域的なあっせんを行う。

キ 事業所は、被災の程度により、事業所内に仮設トイレを設置するなど、地域の衛生環境の維持に努める。

4 連携の促進等

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第4項 その他施設災害応急対策計画

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

1 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

2 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第13節 自発的支援の受入れ

第1項 ボランティアの受入等に関する計画

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、市は、本部を設置した際には、大竹市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援（「以下、支援等」）を行う。その際、市被災者生活サポートボランティアセンターは、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者サポートボランティアセンターや本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

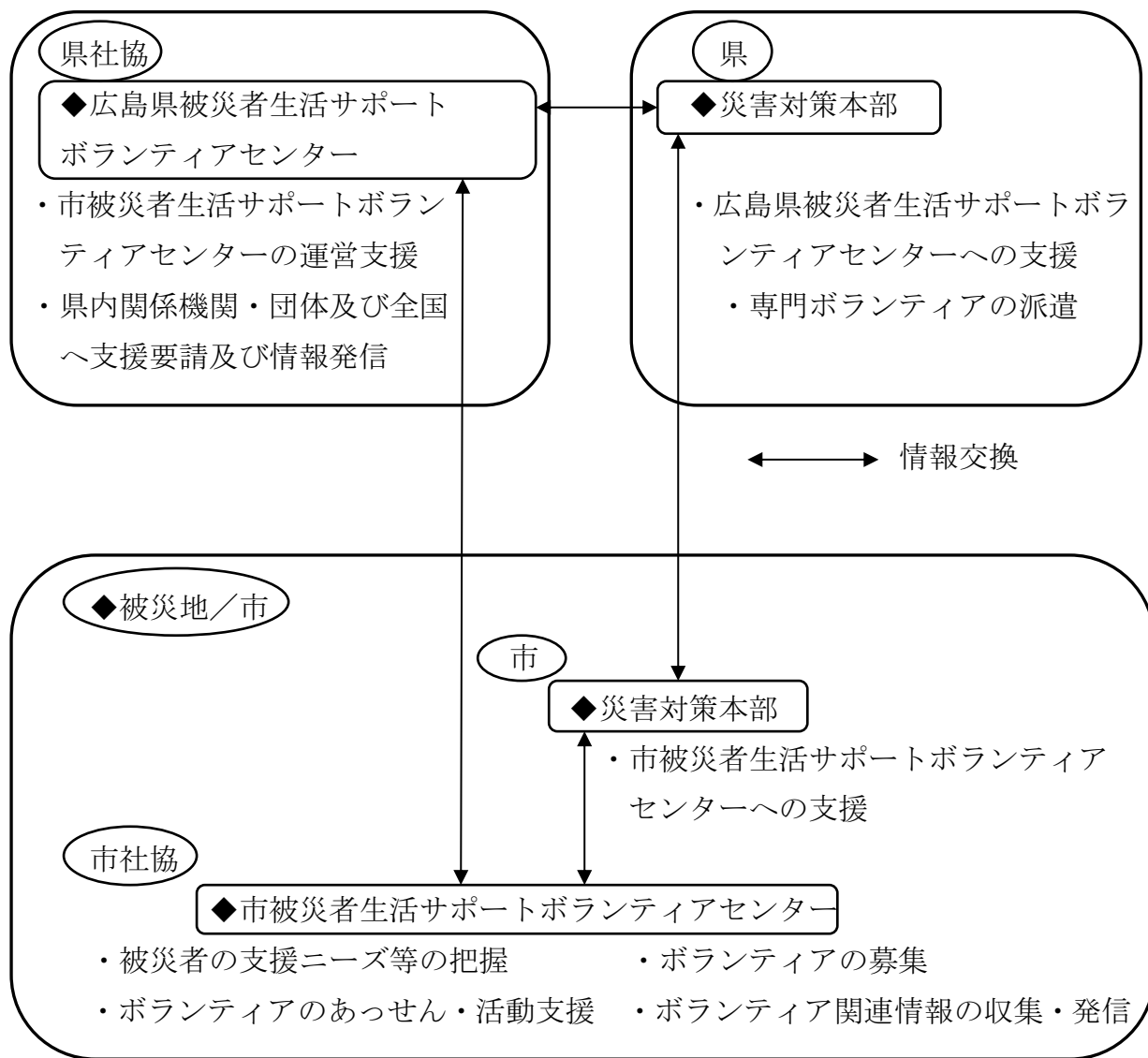
各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボラン

ティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(3) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災

害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

2 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できるよう環境づくりに努めることとする。

3 災害情報等の提供

市は市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

4 ボランティア補償制度又は保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第14節 文教計画

地震・津波が発生した場合、乳幼児や小・中学生をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう、応急教育を実施する必要がある。

応急教育計画は、文教関係の防災に関する事務を総合的かつ計画的に推進し、学校教育の目的を達成することを方針とし、災害時における児童・生徒（以下「児童等」という。）の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急確保の措置を講じるものとする。

1 応急教育計画

(1) 安全措置

地震災害等により臨時に授業を行わない等の措置は、学校長の判断により行うものであるが、事前に災害が予想され、その災害が県内全域に及ぶことが予想される場合は、県教育委員会の判断によるものとし、その周知徹底については、その定めるラジオ、テレビ放送等により行うものとする。

また、災害範囲が市内全域又は比較的広範囲に及ぶことが予想される場合で、市教育委員会が児童等の安全確保のため一斉に臨時休校の非常措置を必要と判断した時は、広報車等を通じて周知徹底を図るものとする。

この措置は児童等の登校前におけるものであり、登校後においては学校の実情に応じて学校長等の判断により行う。

(2) 応急教育計画の樹立

学校長は学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てておくものとする。

また、教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。

ア 学校行事、会議、出張等を中止する。

イ 児童等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理等について、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

エ 市、市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者との連絡網の確認を行う。

オ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

2 災害時の体制

(1) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

- (2) 学校長は、災害の規模、児童等、職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。

3 文教施設の応急復旧対策

市及び市教育委員会は次の措置をとるものとする。

- (1) 被災状況を速やかに把握し、関係先との連絡、通報を密にし、必要に応じて係員の派遣を本部に求める。
- (2) 災害校に対策員を派遣し、被害状況についての資料の準備作成を行い、授業開始のための転用、借上げ等施設の準備計画に万全を期するものとする。
- (3) 応急教育実施の予定場所及び教育実施者の確保について、教育委員会はあらかじめ災害の程度に応じおおむね次の方法により学校授業が災害のため中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議、他校への協力体制、教職員、住民に対する周知徹底を図るものとする。
- (4) 学校を避難場所等に提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会は関係機関と協議し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に期する。

災害の程度	応急教育施設の予定場所	教育実施者確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 特別教室、屋外施設等を利用する。 2 2部授業を実施する。	1 欠員が少ない場合は学校において配慮する。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館、公共施設等を利用する。 2 地区内の集会所、老人憩いの家、寺院の本堂、神社の社務所等を借上げる。 3 隣接学校の校舎を利用する。	2 欠員が多数のため授業が困難な場合は県教育委員会に要請して配置を受ける。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄の学校、公民館、公共施設を利用し又は社寺、集会所等を借上げる。 2 応急仮設校舎を建設する。	

4 応急教育の方法

被害の程度に応じ教育の場が公民館、その他に変更され、又は逆に学校が避難場所として、学校の目的外に利用される場合が少なくなく、教科書、学用品等の損失も生ずることとなるので、次の点に留意して実施するものとする。

- (1) 登下校に長時間を要する児童等が多くいる場合は、始・終業時間を状況に応じて変更し、児童等の安全を図る。

- (2) 一部又は半数に近い児童等が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置を取り、登校できない児童等については別に考慮する。
- (3) 一定区域の児童等が登校できない場合は、臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。
- (4) 半数以上の児童等が登校できない場合は、臨時休校又は応急教育実施の予定場所での授業等、適宜の措置をとる。
- (5) 教科書、学用品を損失した児童等のみが余分の負担とならないように応急処理する。
- (6) 授業を中断する期間が長期に及ぶとみられる場合は、連絡の方法、組織（PTA、児童会、生徒会等）の整備を工夫する。
- (7) 給食の措置
 - ア 市教育委員会は、学校施設において、給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合は、その状況を県教育委員会に報告する。
 - イ 市教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
 - ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。
 - エ 被災地においては、伝染病のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。
- (8) 本部並びに学校間の非常連絡組織
 - 資料編別表9「本部並びに学校間の非常連絡組織」参照

5 応急保育計画

災害等の発生時の保育所及び認定こども園（以下、保育所等と表記）の乳幼児の安全確保及び保育実施者等の確保、施設の応急復旧、保育用品の応急確保等の措置を講ずる。

(1) 安全措置

地震・津波災害等により、臨時に保育を行わない等の措置は、保育所長及び認定こども園長（以下、保育所長等と表記）の判断により行うものであるが、事前に災害が予想される場合は、市長の判断によるものとし、その周知徹底については、連絡漏れが生じることがないように連絡体制を密にするものとする。

また、災害範囲が市内全域又は比較的広範囲に及ぶことが予想される場合で、市が乳幼児の安全確保のため一斉に臨時休所の非常措置を必要と判断した時は、登録メールによるものとするが、通信機器が途絶しているときは、広報車等を通じて周知徹底を図るものとする。

この措置は乳幼児の登所前におけるものであり、登所後においては、保育所の実情に即して保育所長等の判断により行うものとする。

(2) 保育所長等は、乳幼児の安全確認のため、次の事項を遵守する。

ア 保育所等の立地条件等を考慮し、常に応急の保育計画の樹立、乳幼児の避難訓練の実施、災害時における登下所対策等の措置を講じておくこと。

イ 常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項に留意し、応急保育体制に備えること。

(ア) 保育所等の行事、会議、出張等を中止する。

(イ) 災害時の事前指導及び事後処理について、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 市、警察署、消防機関及び保護者との連絡網の確認を行う。

6 保育施設の応急復旧対策

市は次の措置を行うものとする。

(1) 被災状況を速やかに把握し、関係先との連絡、通報を密にし、必要に応じて係員の派遣を本部に求める。

(2) 被害施設に対策員を派遣し、被害状況についての資料の準備作成を行い、保育等開始のため、転用、借上げ等施設の準備計画に万全を期するものとする。

(3) 応急保育実施の予定場所及び保育実施者の確保

市は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次の方法により保育が災害のため中断することのないよう、応急保育の実施予定場所の選定、その他災害により職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係機関と連携し、速やかに施設職員の確保を図り、応急保育の実施に努める。

災害の程度	応急保育施設の予定場所	保育実施者確保の措置
保育所等の施設の一部が被害を受けた程度の場合	1 遊戯室を利用する。 2 混合保育を実施する。	1 欠員が少数の場合は保育所において配慮する。
保育所等の施設の全部が被害を受けた場合	1 公民館、公共施設等を利用する。 2 地区内の集会所、老人憩いの家、寺院の本堂、神社の社務所等を借上げる。	2 多数の欠員者のため保育が困難な場合は、広島県の保育担当部署、その他の関係機関と連携し配置を行う。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄の保育所、公民館、公共施設を利用し、又は社寺、集会所等を借上げる。 2 応急仮設施設を建設する。	

7 応急保育の方法

被害の程度に応じ保育の場が公民館、その他に変更される場合は次の点に留意して応急保育を実施するものとする。

- (1) 保育用遊具及び保育用品を緊急手配し応急措置を行う。
- (2) 保育を中断する期間が長期に及ぶとみられる場合は、連絡の方法、組織（保護者会）の整備を工夫する。
- (3) 保育教材の調達及び配分方法

市は保育教材の滅失、き損の状況を速やかに調査し、補充配分を行うものとする。

8 その他施設の応急対策

- (1) 公民館、その他社会教育施設等の応急対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策用に、避難場所又は災害対策支部に利用することもあるので、被害状況を速やかに把握するとともに、その応急修理の迅速化を図る。

- (2) 文化財に対する対策

文化財の所有者又は管理者は、文化財が被災した場合、消防機関等に通報するとともに、国指定等及び県指定の文化財の場合は市教育委員会を通じて県教育委員会に、市指定文化財の場合は市教育委員会に報告し、その指示に従い必要な措置を講ずる。

第15節 学用品の給与に関する計画

地震・津波災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことができない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の過程及び通信制の課程）を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の過程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して必要最小限度の学用品を給与し、児童、生徒（以下「児童等」という。）の就学の便を図るものとする。

1 災害救助法が適用された場合

教科書等学用品の支給は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 学用品の給与を受ける者

災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により学用品を失い、又は損傷し、就学上支障のある児童等に対して給与する。

(2) 学用品給与の方法

市は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与対象者となる児童等を把握し、各学校長を通じて給付する。

(3) 支給される学用品の品目

ア 教科書及び教材

県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、かばん、長靴等

(4) 支給限度額

ア 教科書及び教材

給与に要した実費

イ 文房具及び通学用品

県災害救助法施行細則（昭和23年規則第9号）に定めるところによる。

(5) 学用品給与の期間

教科書及び教材 1か月以内

文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

市長が災害救助法の適用に準じ、必要に応じ措置を決定する。

第16節 災害救助法適用計画

本市において、地震・津波災害により一定規模以上の被害が発生した場合、県知事は、災害救助法を適用し、同法に基づく応急救助を実施することにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害救助法が適用された場合の措置は、県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（以下この節において「法」という。）の適用については、法、災害救助法施行令（以下この節において「政令」という。）及び広島県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

- (1) 本市において、50世帯以上（市町村法適用基準「1号基準世帯数」）の世帯の住家が滅失した場合
- (2) 県の区域内の住宅の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市において25世帯以上（市町村法適用基準「2号基準世帯数」）の世帯が滅失した場合
- (3) 県の区域内の住宅の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の住宅の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするが、住家が半壊、半焼し著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

3 法による救助の内容等

(1) 法に基づく救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- エ 医療及び助産

- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 法に基づく救助の種類、対象及び期間の基準は、次のとおりとする。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間完成の日から2年以内	1 基準面積 平均1戸あたり29.7㎡ 2 厚生労働大臣の承認により期間延長等あり。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
炊出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事ができない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。 対象品目 1 被服寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用品及び食器 4 光熱材料
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取扱う。
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	教科書には、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を含む。
埋葬	災害の際死亡した者（実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内	埋葬の範囲 1 棺（付属を含む。） 2 火葬又は土葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	遺体の処理の範囲 1 遺体の洗浄縫合、消毒等の処置 2 遺体の一時保存 3 検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり。
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
実費弁償	政令第4条第1号から第4号 までに規定する次の者 1 医師及び歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准 看護師、診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士、救急 救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の 実施が認めら れる期間以内	

4 法の適用

- (1) 本市における被害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、並びにすでに講じた救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 法が適用された場合、法に基づく救助は、県知事が実施機関となり、市が補助機関となって実施されるが、法第13条第1項及び政令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、県知事から委任された事務については、市長が実施機関となり実施する。

なお、災害の事態が急転して、県知事による救済の実施を待つことが出来ない時は、市長は法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指揮を受けなければならない。

第17節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、児童、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市及び関係機関は、地域住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 高齢者、障害者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、地域福祉支援システム内の一人暮らし高齢者実態調査等の情報及び緊急通報システム設置者台帳を活用し、状況に応じて緊急通報システム事業者を利用者の状態把握を依頼するなど要配慮者に対する安否確認を行う。また、「避難行動要支援者名簿」の活用により、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とする高齢者や障害者等の緊急時の円滑かつ迅速な援護活動を図る。
- (2) 市は、援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難場所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努めるとともに、車椅子、障害者用便器等、必要な機器や物資の提供に努めるものとする。
- (4) 市は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、防災行政無線、防災メール、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。また、手話通訳者・士、要約筆記奉仕員等の確保に努めるものとする。

2 児童対策

- (1) 市は、防災行政無線、防災メール、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及びこども家庭センターへの通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

3 外国人対策

- (1) 市は、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 市は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するものとする。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、市の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給等、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

市は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、防災リーダー、自治会等、地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難場所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等、対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や調整粉乳等、流動食品等についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等相談窓口の設置

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民への各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

1 リ災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 各種支援措置等（制度の概要等は資料編別表12へ掲載）

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）支援制度及び救済制度

- ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援金の支給等
- イ 国税及び地方税の減免等

（2）災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

（3）災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおりで（詳細は資料編別表12へ掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金 （樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業 補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

第3節 被災者の生活確保に関する計画

地震・津波災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

2 被災者に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

地震・津波発生直後の応急復旧措置に続く本格的復旧計画については、被災した各種公共施設等の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計、改良を行うことが災害に強いまちづくりの観点からも求められる。そのために将来に備える事業計画を樹立し、その実施体制を整備して、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

災害復旧対策の推進のため、市は必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1 復旧計画

災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(1) 職員の活動体制の整備

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置を講じるものとする。

(2) 査定実施の迅速化

復旧事業計画を早急に作成し、市は国、県が費用の全部又は一部補助するものについて申請し、復旧事業の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

(3) 緊急な場合の復旧工事の迅速化

緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行えるよう努める。

(4) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ・道 路 法（昭和27年法律第180号）
- ・河 川 法（昭和39年法律第167号）
- ・砂 防 法（明治30年法律第29号）
- ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・海岸法（昭和31年法律第101号）
- ・港湾法（昭和25年法律第218号）
- ・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
- ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・売春防止法（昭和31年法律第118号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

地震・津波による甚大な被害があった場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続を行う。

1 激甚災害に関する調査

(1) 市の措置

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 県の措置

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

震災・津波時には、市外、県外から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

1 救援物資及び義援金の受入体制の確立

(1) 受付窓口の設置等

市は、救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接市が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

(2) 被災者のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(3) 問い合わせ窓口の設置

市が被災しなかったときは、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

(4) 保管場所の確保

市は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難場所への輸送方法等を迅速に定め、出荷しやすい状態で維持管理する。

(5) 義援金

市は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出までの間、預貯金を保管する。

(6) 海外からの救援物資、義援金の受入れ

市は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れる。受入れに関しては、前各項に準じて速やかに対応する。

2 救援物資及び義援金の配分

(1) 救援物資の配分

市及び県は、相互の連携のもとに、避難場所へ救援物資を配分する。

その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努める。

(2) 義援金の配分

市は、義援金の被災者への配分については、義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行う。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 目的

本章における計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された大竹市が、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、全国規模で見た特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、震災対策編の第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減に繋がる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。
また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。
このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。
- (2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。
また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。
さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路や海上輸送等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、国、県及び市は時間差を置いた複数の地震に備え、災害応急対策を実施する。
- (3) 南海トラフ想定震源域やその周辺でM6.8程度以上が発生、またはプレート境界面で異常現象（ゆっくりすべり等）が観測された場合、気象庁は大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の評価を踏まえて、次の状況の時に気象庁は以下の情報を発表する。

ア プレート境界面でM8.0以上の地震が発生した場合、後発地震の発生が平常時と比較し相対的に高まったことを示す「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表する。

- イ プレート境界面でM7.0以上M8.0未満の地震が発生又は異常現象が観測された場合に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を公表する。
 - ウ 上記いずれの発表条件も満たさなかった場合、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を公表する。
- (5) 前述のア「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を公表した場合、その推進地域に対して1週間（168時間）経過した正時までの期間、警戒する措置をとる。
- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。
- ア 後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わない地域等への、住民避難及び施設等の従業員や利用者等への安全確保
 - イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
 - ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (7) プレート境界面でM8.0以上の地震が発生した時から、1週間を経過した後は、後発地震を警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域ではさらに1週間、注意する措置をとる。
- (8) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が対象とする後発地震に対しては、1週間または、異常が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。
- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置とし、当該期間を経過した後は、原則解除する。
- ア 日頃からの地震の備えの再確認
 - イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 国、県及び市は、次の内容等を正確かつ迅速に関係機関や国民に伝達する。
- ア 南海トラフ臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容について
 - イ 国からの指示事項や国民へ周知呼びかけを行う内容について
- (11) 国、県及び市は、人命救助や被災地支援への取り組みのため、関係企業に対し、あらかじめ定めた計画に基づき活動するよう周知する。
- (12) 国、県及び市は、後発地震に対する警戒や注意の措置にあたり、相互に情報共有を図り密接な連携をとりながら、実態に即した効果的な措置を講ずるよう努める。
- (13) 国、県及び市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発

表された場合は、災害対策本部を設置する等、必要な体制確保を行う。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を

守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関わる情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を

図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第3節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和5年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和5年 1月1日	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

3 想定結果

広島県が、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県

の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、30cm以上の浸水深面積が最大となり、最大の被害となると想定される「ケース1」を選定した。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地震						津波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

- 基本：基本となるケース
- 東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
- 西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
- 陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
- 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定
- 重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

- 1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速^{*}で被害想定を行った。

※平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ （シグマ）を加えたもの。（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

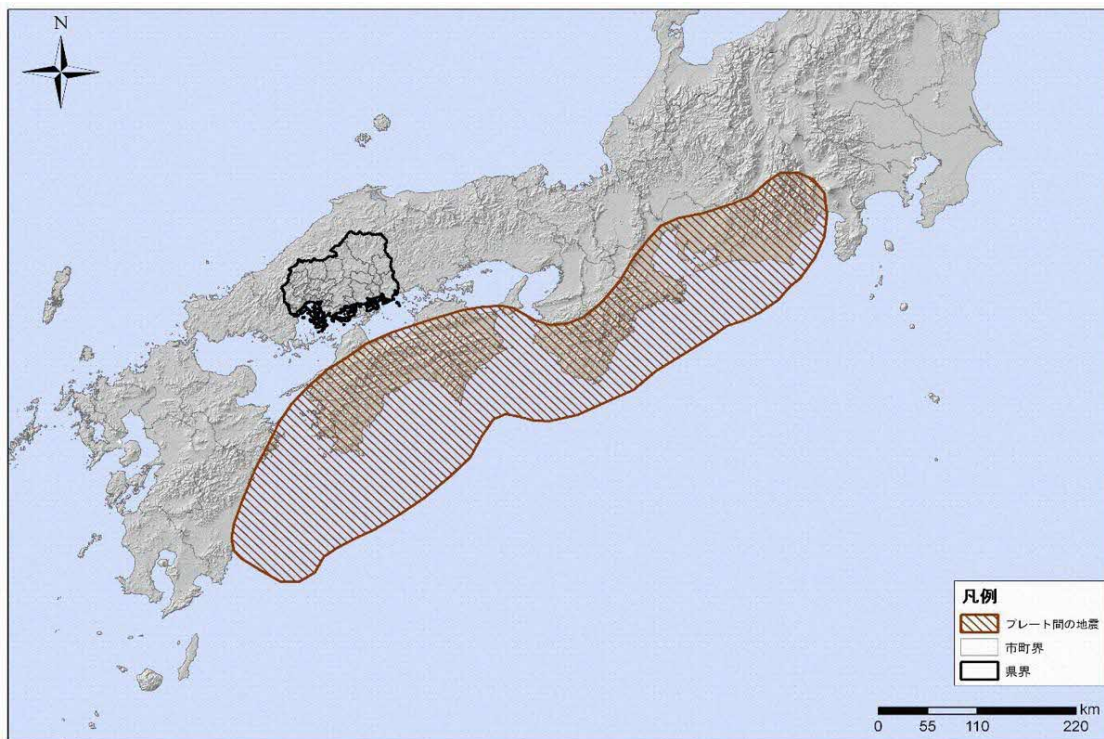
県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。

地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。

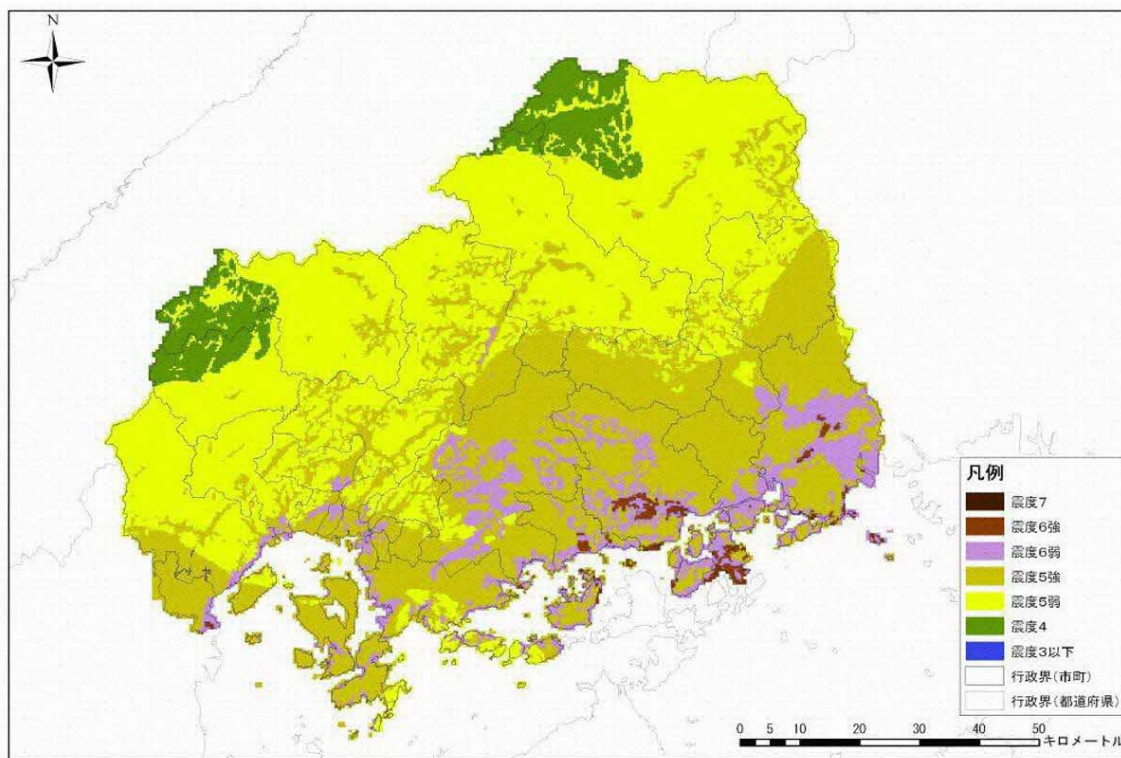
避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及び、経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

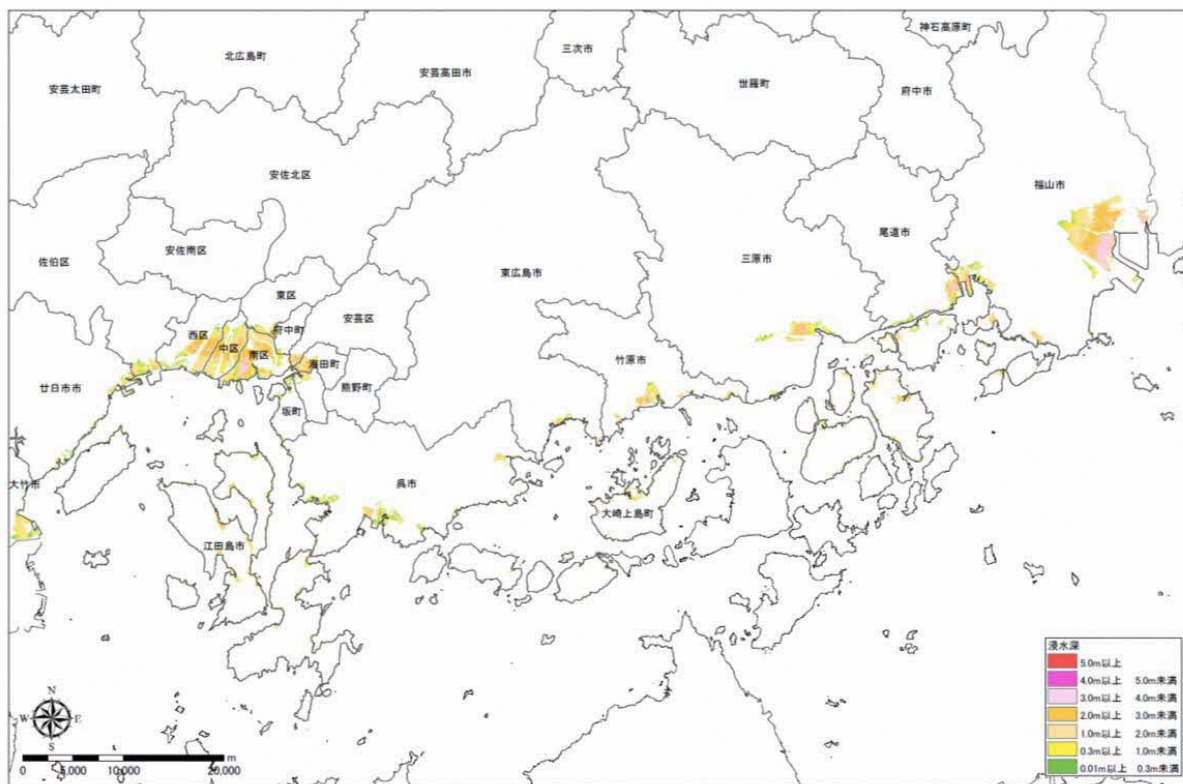
内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



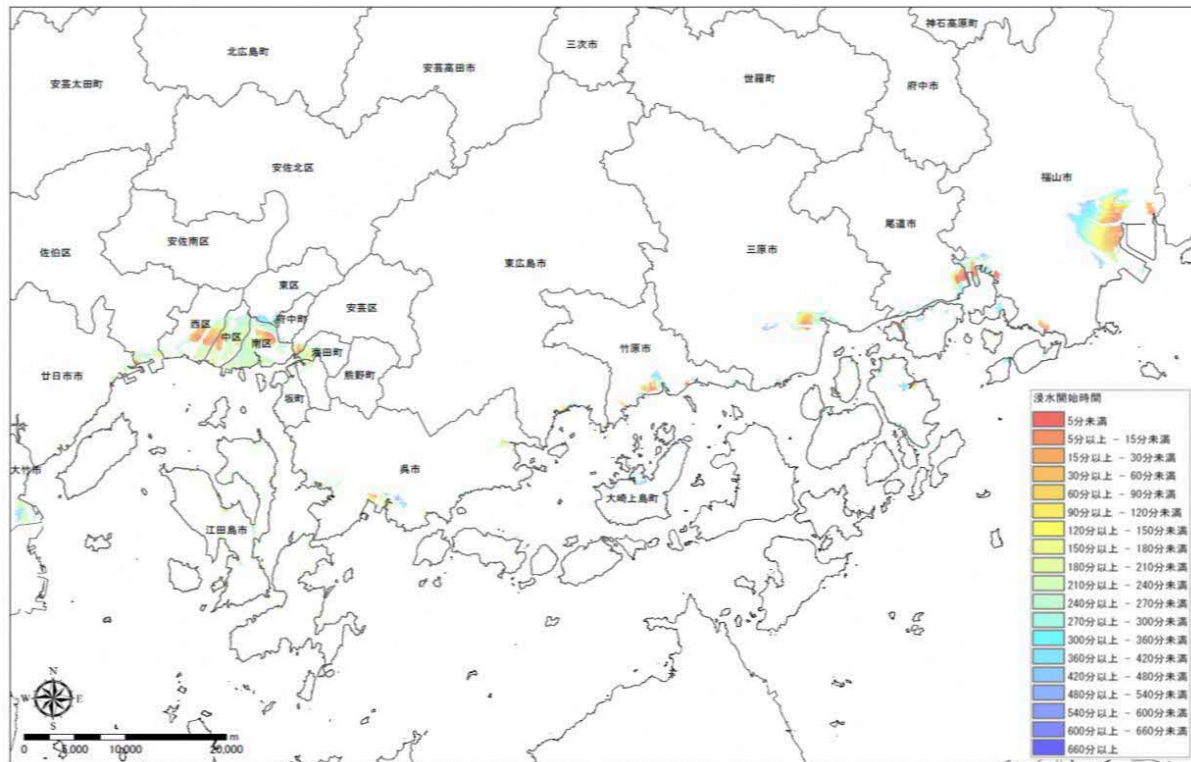
震度分布（南海トラフ巨大地震）



津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



南海トラフ巨大地震による最高津波水位等（大竹市）

最高津波水位（※1）	うち津波の高さ (m)	最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、整備に当たっては、地震防災対策特別措置法により、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28年度～平成32年度）に基づく事業を推進する。

1 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。
(市事業を含む。)

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの。
- サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの。
- シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要

なもの。

- セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設
- ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

2 計画推進のための必要な措置

- ア 地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。
- イ 対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸及び港湾並びに漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針

毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。

イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針

施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順

海岸法に規定する操作規則等に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。

津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。

エ 水門等の閉鎖訓練

防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練の実施に努めるものとする。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。

- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (5) 市は、同法無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾、漁港の船舶対策

(1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

(2) 船舶の措置

港湾管理者及び漁港管理者は、船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 市内の地震動等の観測施設

資料編「別表5」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

震災対策編第3章第3節第2項の1(1)「津波警報等の種類及び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

震災対策編第3章第3節第2項の1(3)「津波警報等の伝達系統」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

（5）居住者等の避難行動等

市は県と連携して、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。

この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、防災行政無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声子局、サイレンにより伝達する。

（6）船舶関係者及び養殖事業者等への情報伝達

船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対しては、各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

（7）船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(8) 情報の収集伝達経路

震災対策編第3章第4節第1項「災害情報計画」による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を設定し、避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

(1) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図をもとに作成した津波ハザードマップを住民等に周知し、活用に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに

に、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、スーパーマーケット、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 学校等及び病院等においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(6) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示の発令

(ア) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに避難指示を発令する。

- a 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び同法第15条の2第2項の規定により津波警報の通知を受けた場合
- b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- c 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をした場合

(イ) 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報を認知した場合又は津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

(ウ) 避難指示の内容

市長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象地域
- b 避難指示の発令理由
- c 避難先及び避難路
- d 避難の方法及び携行品

- e その他必要な事項
- (エ) 解除の基準
 - 次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。
 - a 報道機関の放送等により津波警報・津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報・津波警報等の解除の通知を受けた場合
 - b 気象業務施行法第10条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合
- (オ) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。
- (カ) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法
 - a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。
 - b 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。
- イ 避難の誘導
 - (ア) 避難誘導に当たる者
 - a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
 - b 自主防災組織のリーダー等
 - (イ) 避難誘導の方法
 - a 避難は、原則徒歩とする。
 - b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは、案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(オ) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合においては、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。

その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安

全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

イ 市は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

ウ 市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(8) 指定避難所の開設

市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(ア) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与える

とともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

(イ) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管

理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (ウ) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (エ) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- (オ) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、保健師等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (カ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警護や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (キ) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (ク) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

- (ケ) 必要に応じて「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避

難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

イ 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 開設の場所
- (ウ) 受入れ人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) その他必要と認められる事項

ウ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

(9) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

県及び市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(10) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

- (ア) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。
- (イ) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

- (ア) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
- (イ) 水防に必要な資機材の点検整備
- (ウ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- (エ) 水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県の措置

県は、市等の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ウ 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ウ) 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保すると

ともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報活動

地震・津波災害時には、次により需要者に対する広報活動を実施する。

(ア) 災害時における広報

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動を、ホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災行政無線及び広報車により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(イ) 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス導管事業者

(ア) 実施責任者

一般ガス導管事業者

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ウ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(エ) 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ ガス小売事業

(ア) 実施責任者

ガス小売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(ウ) 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

(ア) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(イ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(ウ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 広報活動

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

(5) 通信

ア 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法

に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(イ) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

災害救助法が適用される規模の災害においては、通信環境等を総合的に勘案し、既設公衆電話が無料化される場合がある。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関NTTドコモ中国支社が行う措置

NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(イ) 非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する本部の要請に応

じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b 孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びN T T ドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 市等が行う支援の措置

市、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島拠点放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

- イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。
- エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄道・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾等ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 学校等
 - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (イ) 社会福祉施設

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1項 相互応援協力計画

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

1 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、大規模災害により、市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」及び「大竹市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

第2項 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

1 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡・調整を行い、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。

県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して

搜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、当該市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 当該市の区域内の他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 当該市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土・日・祝祭日等 内線 2440(当直幕僚))

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線 2823、2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203(SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

082-228-2159(直通)

082-511-6720(直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線 3271~3275

082-251-5115、5116(直通)(当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

- ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長は、前記イの通知をした時は、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定（本編第3章第5節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

(カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を

知事等に報告する。

6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

7 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第3項 救援物資の調達・供給活動計画

市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

1 食料供給関係

- (1) 市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2 給水関係

- (1) 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした

計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。

- (2) 知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。
- (3) 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

第4項 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第7節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

- (1) 市は、県が国、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により実施する総合的、広域的かつ実践的な訓練に参加・協力する。
- (2) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。
- (3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (4) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。
- (5) 市は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。

なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

- (1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達
初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。
加えて、市においては、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。
- (2) 津波防災施設操作訓練
次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。
ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

また、観光客、釣り客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 防災訓練に対する協力等

(1) 市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(2) 各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

6 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

(1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

(2) 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、防災リーダー、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

戒)、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- ウ 地震・津波に対する地域住民への周知
- エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- オ 地震・津波に対する一般知識
- カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ク 災害情報の正確な入手方法
- ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- コ 出火の防止及び初期消火の心得
- サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- シ 自動車運転時の心得
- ス 救助・救援に関する事項
- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水想定図
- タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- テ 高齢者、障害者などへの配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ニ その他必要な事項

《地震・津波のときの心得》

- (ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラス

の落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

(ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。

また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

《津波に対する心得－陸地にいる人の場合》

(ア) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

《津波に対する心得－船舶の場合》

(ア) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港

外（注1）に退避すること。

（ウ）港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

（エ）正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

（オ）津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

（2）啓発方法

ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用

ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用

エ 映画、スライド等の活用

オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催

カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

県警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

（1）強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。

（2）地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

（3）港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

（4）正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

（5）津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめ

ないこと。

6 相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。